

平成28年3月14日

◎依光委員長 おはようございます。

ただいまから危機管理文化厚生委員会を開会いたします。 (9時59分開会)

本日の委員会は、11日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

〈私学・大学支援課〉

◎依光委員長 それでは、私学・大学支援課の説明を求めます。

◎岡村私学・大学支援課長 私学・大学支援課の岡村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、当初予算から説明させていただきます。

資料番号②の議案説明書当初予算の227ページをお願いいたします。

主な歳入を御説明します。

上から6つ目、9国庫支出金の14億4,000万円余りは、私学助成や私立学校の耐震診断、高校生の留学支援、就学支援金、奨学給付金などに係る国からの補助金と、専修学校の授業料減免等に係る国からの委託金でございます。

下から2つ目の10財産収入につきましては、次の228ページをお開きいただきまして、上から、工科大学学術研究等支援基金と、今議会に基金条例議案を提案させていただいております産業人材定着支援基金及び夢・志チャレンジ基金の運用益でございます。新たな基金につきましては、後ほど条例議案で説明をさせていただきます。

最後の15県債の17億9,700万円は、永国寺キャンパス整備と私立学校耐震化促進事業費補助金の財源に充てる起債でございます。

続きまして、歳出でございます。

229ページをお願いいたします。

1 大学支援費から、右の説明欄により、主なものについて説明をさせていただきます。

まず、1 県立大学等支援費の最初でございます公立大学法人評価委員会委員報酬は、高知県公立大学法人の年度実績評価などを行っていただく評価委員会の委員報酬でございます。

1つ飛ばしまして、高知県公立大学法人職員共済組合負担金は、法人の教職員の共済費に係る県の負担金でございます。

次の高知県公立大学法人運営費交付金は、法人の運営財源として交付するもので、法人運営に必要な経費から授業料等の自己収入を差し引いたものとなっております。

230ページをお願いいたします。

2 県立大学整備費は、永国寺キャンパスの整備に必要な費用として23億9,000万円余りを計上しております。今年度から、第2期工事として図書館と体育館の建築工事に着手しており、引き続き28年度においても両施設の建設を行ってまいります。

なお、いずれも平成29年1月末の竣工予定であり、その後は第3期工事として旧体育館の解体と学生会館の整備を行う計画となっております。

次の3工科大学学術研究等支援基金積立金は、歳入で説明しました基金の運用益の積み立てでございます。

次は、1私学支援費でございます。

最初の1人件費につきましては、私学・大学支援課の職員と高知県公立大学法人へ派遣している県職員の共済費に係る県負担でございます。

その下の2私学支援費でございます。

一番下の私立学校人権教育指導委託料は、人権教育を促進するための研修や学校訪問を人権啓発センターに委託して実施するものでございます。

231ページをお願いします。

上から3つ目、私立学校運営費補助金は、私立小・中・高等学校の運営費に対して助成するもので、1人当たりの補助単価に児童生徒数を掛けて予算化しております。

なお、生徒1人当たりの補助単価は、27年度に比べ、小・中・高ともそれぞれ3,600円余り高くなっております。また、平成28年度からは、個別の支援が必要な生徒が多く在籍する中、生徒の特性に配慮したきめ細かな支援を行っている太平洋学園高等学校の通信制課程にも補助を拡充することとし、全日制、定時制と同様に県単の1万2,000円の上乗せ補助を行うこととしております。

このほかに、私立学校への運営費補助金としまして、次にあります光の村養護学校に対する私立特別支援学校運営費補助金と専修学校高等課程の運営費などに対する専修学校運営費等補助金がございます。

次の私立学校授業料減免補助金は、学校が授業料を減免するときに補助するもので、小中学校においては生活保護世帯、家計急変世帯、市町村民税非課税世帯に対して補助率3分の2、高等学校についてはさらに年収350万円程度未満までの世帯が対象となり、補助率は10分の10となっております。

1つ飛ばしまして、私立学校教育力強化推進事業費補助金の内訳は、国による教育改革推進事業約4,600万円と、各私立高校の特色を生かした県単独の教育力強化推進事業7,500万円となっております。

なお、県単独の教育力強化推進事業については、高等学校のみ設置法人600万円、中高併設法人900万円を上限として補助をいたします。

次の2つは、私立学校教職員の退職金制度や共済年金制度の安定のため、高知県私学退職金社団や日本私立学校振興・共済事業団に対して補助するものでございます。

次の私立学校施設耐震対策支援事業費補助金及び私立学校耐震化促進事業費補助金は、学校施設の耐震診断や耐震補強工事に要する経費に対する補助で、国庫補助に加えて県が

継ぎ足し補助をすることで私立学校の耐震化を促進しようとするものです。28年度は、耐震補強工事、耐震診断とも明德義塾への補助を予定しております。

次の私立高校生国際交流促進費補助金は、2週間以上1年未満の海外留学を行う県内の私立高校生に対して、1人10万円を上限として留学経費を補助するものでございます。

次の専修学校生修学支援補助金は、文部科学省から委託を受けて行う事業で、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、授業料減免による経済的支援を行うものです。

一番下の私立高等学校等就学支援金交付金は、教育費負担の軽減を図るため、公立高校の授業料相当額を支給するもので、国公立問わず、年収910万円未満の世帯について支給をされております。

なお、私学については、低所得世帯への加算措置があります。

232ページに移りまして、私立高等学校等再就学支援金交付金は、高等学校などを中退した方が再度高等学校等で学び直すことを支援するものでございます。

次の私立高校生等奨学給付金扶助費は、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため定額を給付するものでございます。26年度以降に入学した生徒から対象となるため、学年進行により、28年度は初めて全学年がこの制度の対象となります。また、28年度からは、非課税世帯における第1子の給付額が27年度の3万9,800円から2万7,400円増額となり、6万7,200円となっております。

次は、2育英事業推進費でございます。

説明欄の1育英事業推進費のリーフレット作成等委託料は、後ほど条例議案で説明をさせていただきます。奨学制度の周知のため、チラシ作成等を委託するものでございます。

次の土佐育英協会補助金は、公益財団法人土佐育英協会が県内出身者に対して行っております奨学金貸与事業に要する経費を補助するものでございます。

2産業人材定着支援基金積立金及び3夢・志チャレンジ基金積立金は、歳入で御説明しました基金の運用益の積み立てでございます。

以上、私学・大学支援課の平成28年度予算は総額119億1,062万8,000円で、前年度に比べ19億8,587万5,000円、20%増となっております。

続きまして、233ページをお願いいたします。

債務負担行為です。

私立学校建築費補助金は、土佐女子高等学校の中校舎の改築工事に要する経費に対し補助するものでございますが、工期が3年間と計画されておりますため、債務負担として約2億2,000万円を計上しております。

次に、補正予算について説明をさせていただきます。

資料No.④の議案説明書補正予算の121ページをお願いします。

11寄附金の1億円は、篤志家の方からの寄附金で、歳出で説明します基金の財源となるものでございます。

その他の歳入の補正予算につきましては、歳出の補正予算に連動しておりますので、説明を省略させていただきます。

122ページをお願いいたします。

歳出の補正予算でございます。

右端の説明の欄をごらん願います。

まず、1県立大学等支援費でございます。

高知県公立大学法人職員共済組合負担金は、地方公共団体の負担金率等が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

高知県公立大学法人運営費交付金は、26年度の人件費や今年度の永国寺キャンパス教育研究棟に係る維持管理費等の精算を行うものでございます。

次に、2県立大学整備費でございます。

建築工事監理等委託料は、永国寺キャンパス整備第1期工事完了後に実施を予定しておりました事後工損調査を全工程完了後に行うこととしたことによるものでございます。

建築等工事請負費は、旧講義棟などの解体工事の入札残によるものでございます。

123ページに移りまして、2私学支援費でございます。

私立学校運営費補助金、私立特別支援学校運営費補助金につきましては、生徒数が見込みを下回ったことによるものでございます。

次の専修学校運営費等補助金につきましては、高等課程の生徒数や授業料減免補助金の申請額が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

次の私立学校授業料減免補助金は、補助対象者数が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

次の私立学校教育力強化推進事業費補助金につきましては、当初の予定より実績が下回る見込みとなった学校が生じたものでございます。

次の私立高校生国際交流促進費補助金は、当初の見込みより実績が下回る見込みとなったため減額するものでございます。

次の私立高等学校等就学支援金交付金、専修学校生修学支援補助金及び私立高校生等奨学給付金扶助費は、いずれも対象者が見込みを下回ったことなどにより減額をするものでございます。

次の国庫支出金精算返納金は、高校生修学支援基金制度が26年度をもって終了したことに伴い、執行残高を国に返還するものでございますが、26年度末における執行残高が見込みよりも少なかったため、国への返還額について減額をするものでございます。

続きまして、1育英事業推進費は、土佐育英協会の奨学金貸し付けの一括返還等により

返還金がふえたことによりまして、県の補助金を減額するものでございます。

次の2産業人材定着支援基金積立金及び3夢・志チャレンジ基金積立金は、産業を支える中核人材の確保などを目的とした2つの新たな奨学金等の創設に伴い、基金を設置するものでございます。後ほど条例議案で説明をさせていただきます。

続きまして、125ページをお願いいたします。

繰越明許明細書でございます。

まず、県立大学整備費につきましては、2,754万3,000円を繰越予定額としております。永国寺キャンパス図書館及び体育館建築主体工事並びに同工事監理委託業務においては、地中部の工事における埋設物の除去や打設するくいの長さの変更に係る工法の調整に日数を要するため、全体工程を見直して対応しようとするものでございます。

なお、図書館及び体育館工事の全体の工期には影響はございません。

次に、私学支援費につきましては、私立学校耐震化促進事業費補助金について2,128万5,000円を繰越予定額としております。明德義塾中学・高等学校第1体育館の耐震補強工事について、国庫補助事業を活用し実施する予定でしたが、手続等の調整に時間を要し、年度内の完了が困難となったことから、工期を変更することとし、繰り越しとなったものでございます。

以上が補正予算の説明でございます。

続きまして、条例議案について説明をさせていただきます。

資料No.⑥の議案説明書条例その他の2ページをお願いいたします。

一番上の高知県産業人材定着支援基金条例議案でございます。

この条例は、大学在学中に日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を受け、大学卒業後に県内で就職する方に対し、当該奨学金の返還を支援することで、地域産業を支える中核人材の確保を図るため、基金を設置するものでございます。

今回の基金設置並びに当該基金の事業創設の背景でございますが、国を挙げて人口減少の克服、地方創生に取り組む中、今年度、国において、奨学金を活用した大学生等の地方定着に向けた支援策が創設をされております。具体的には、地方からの人口流出が大学等卒業後の最初の就職時に顕著となっていることから、大学等卒業後、地元で就職、定着し、かつ地域の中核企業等を担うリーダーとして活躍が期待される人材を確保するため、各自治体において支援対象者の要件等を設定し、その要件を満たす対象者に対して、在学中に借りた奨学金の返還を支援するという仕組みで、国の支援は、その財源となる県から基金への出捐に対する特別交付税措置でございます。こうした支援は、中長期にわたる個人給付的な制度であり、本県において検討する前提としては、この国の制度の活用を基本として制度設計を行い、本県の実情に合った支援対象者の要件等の設定を行ってきたところでございます。

議案参考資料として別途お配りしております、赤いインデックス、私学・大学支援課をお開きいただきたいと思います。資料1でございます。

まず、本県においては、拡大再生産の好循環をつなげていくために、各産業分野において担い手がまだまだ不足しているということ、また県外在住の県出身大学生に対する意識調査において、県内に戻って就職したいとの希望51%に対し、現状は13.6%という結果が出ており、希望と実態の乖離が大きいということ、また本県の有効求人倍率は昨年1.0に達して以降1.0倍を超えているものの、正社員の有効求人倍率は全国的にもまだまだ低い水準にあり、地元で就職したいという若者の希望を十分にはかなえられる状態には至っていない、またさらに、大学新卒3年目までの離職率が全国に比べて高く、定着率が低いといったような課題がございます。こうした現状、課題に対し、新たに奨学金返還支援制度を創設することで、本県経済を牽引するリーダー的人材の確保、また若者の県内への定着促進を図ろうとするものでございます。

制度の概要、仕組みでございますが、真ん中の右のほうにあります。

まず、支援対象者でございます。支援対象者は、大学のほか短大専攻科や高専専攻科、4年制の専修学校、大学院など、大学と同等以上の学校を卒業する方で、在学中に日本学生支援機構無利子奨学金の貸与を受けている、また卒業後6カ月以内に県内で就職、就業する、大学等で学んだ知識を生かしリーダー人材として活躍が期待できるということが要件になります。

なお、この支援対象者の選考は、小論文と面接による審査で決定することとしております。また、就職、就業時の業種は、公務員は除いていますが、特に限定はしないこととしております。

支援金額は、貸与総額の2分の1または奨学金の貸与を受けた月数に2万5,000円を乗じて得た額のうちいずれか低いほうの額を上限としております。貸与期間が4年間の場合は120万円、貸与期間が6年間の場合は180万円が支援総額の上限となります。

支援の要件としましては、県内において4年間の就業継続と、さらに4年間の就業継続で、それぞれ奨学金の返還支援を行うこととなります。

なお、この支援は、平成28年から平成31年度までの4年間、毎年30人を対象とすることとしており、その財源となる基金を今回設置するものです。

この制度の実施により、本県を支えるリーダー人材の確保はもとより、大学生の県内就職への誘導、定着率の向上などの効果が期待されると考えております。

続きまして、高知県夢・志チャレンジ基金条例議案でございます。

また資料番号6の議案説明書条例その他の2ページをお願いいたします。

この条例は、本県出身で県外在住の篤志家の方から高知の子供たちを応援するために貴重な御寄附をいただきましたことから、学生が返還の義務を負わない育英資金、いわゆる

給付型奨学金の制度を創設するため、基金を設置するものでございます。寄附者の方の、家庭の経済状況で進路選択の幅が狭められることなく大学へ進学し、卒業後、日本や世界を舞台に大きく羽ばたき活躍してほしいとの思いに応えてまいります。

制度の概要については、また先ほどの議案参考資料の私学・大学支援課の次のページ、資料2で説明をさせていただきます。

まず、対象者でございますが、成績が極めて優秀で、かつ学費の支弁が困難な学生、具体的な要件や選考は右のしるし等の流れにあります。世帯の年収590万円未満の家庭で、大学センター試験の国語、数学、外国語を受験していただく、そしてその合計点数の上位者で、実際に国公立大学に入学する10人を決定することとしております。育英資金の額は、1人当たり入学一時金30万円に、月額6万円、4年間48カ月で、一時金と合わせて318万円となります。平成29年度から平成31年度に大学に入学する方が対象で、各年度10人、3年間で30人を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

◎依光委員長 はい、ありがとうございました。

質疑を行います。

◎桑名委員 この高知県産業人材定着支援基金ですけれども、リーダー人材としてというところですが、リーダーっていろんなリーダーがあると思うし、誰がどうやってこの大学卒業した人たちを判断するのかなあと。また、これに落ちた人たちは、自分自身が最初のところでもうリーダーになれない烙印を押されたみたいで、このリーダー人材という言葉の使い方はいかなものかと思うんですけれども、どうですか。

◎岡村私学・大学支援課長 リーダーという言い方は確かに、実際には中核人材という形になるかと思いますが、どうしても各分野、高知県としては産業分野、1次産業から3次産業まで幅広い分野で人材がまだまだ必要ということがございます。そんな中で、全ての人というわけではなくて、やっぱり高知県のそういった産業を引っ張っていただく方ということで、選考については先ほど説明しましたように小論文と面接で、特に小論文、面接において、大学で学んだ知識をきちっと生かすということが条件になってこようかと思ひます。そういった意味で、選考については産業界の方なんかにも依頼をして選考をしようと考えております。

◎桑名委員 いや、それは全ての人たちにお金渡すわけにいかないんで、この奨学金の制度にふさわしいとしたらいいですが、リーダーとなると子供たちもまたここで競争にさらされるというか、何か、余りリーダー人材というのは使わないほうが、またもらうほうも結構プレッシャーになると思うし、目立つことをしていかなくちゃいけないのかなというところもあるだろうし、リーダーって言葉の使い方によって私は違和感を持っております。

◎岡村私学・大学支援課長 今回、国の特別交付税を活用するという事で、その国の要綱に沿った形でつくっていきまして、国の要綱の中で実はリーダー人材という言葉がありましたのでこういう形になりましたが、気をつけて、リーダーというよりはそれぞれの産業分野で担っていただける人材という形では説明していきたいと思えます。

◎西森委員 この基金の関係ですけれども、この基金を県とあと産業界等が出してという形になってはいますが、実際どんな感じでしょうかね。産業界から出していただけるような状況があるのでしょうか。

◎岡村私学・大学支援課長 事前に、これについては経営者協会とか商工会の連合会とか事務局のほうには少しだけこういう形で今回議会に提案をさせていただいているということでお話はさせていただきました。ただ、そのときにはちょっと、お金まではというところは言われています。

先ほど言いました国の特別交付税を活用するためには、産業界と一緒にということになっていて、基金についても産業界から出捐をお願いしてくださいということではございました。ただ、どうしてもやっぱり地域それぞれの都道府県の実情によって、なかなか産業界が出してくれるくれないというところはまちまちであるということ、必ずしも産業界から出捐がなくても構わないということではあります。ただ、産業界に働きかけはしてほしいということではございましたので、商工会とかそういったところにはお話をしておりますが、なかなか実態としては難しいのかもしれないという感触でございます。

◎西森委員 お金を出しても自分たちの分野に当てはまる人がいるのかどうかとか、いろんな課題はあろうかと思えます。ただ、産業界から出なくても国の交付金はいただけるということですね。

それとあと、年間30人になっているんですけれども、その30人の根拠をちょっと教えていただきたい。

◎岡村私学・大学支援課長 この30人の根拠ですが、高知県で今現在、県内3大学ございますが、県内大学から高知県内で就職されている方は、公務員なんかを除きまして約300人ちょっといるということなんです。それから、じゃあ一方、県外の大学から高知県に帰ってこられる方が何人ぐらいいるかということなんです、これは実は統計が余りきちっととられていないんですが、大体県外の大学へ二千二、三百人が今高知県から毎年行っています。それで、二千二、三百人が高知県から県外の大学に行っている方に、先ほど人口ビジョンのときにアンケートをとりましたら、実態、13.6%ぐらいが高知県に帰ってきているというアンケートがありました、その二千二、三百人に13.6%を掛けますと、こちら300人ぐらいが高知県に帰って就職していることになります。

合わせて600人ちょっとが大学等を卒業して高知県内で就職をしていると思うんです

が、その中で、日本学生支援機構の第1種奨学金を借りていることが条件になっておりますが、日本学生支援機構の第1種奨学金を借りている方が、これも正確に率が公表はされていないんですが、今大体、日本学生支援機構の奨学金を借りている方が五十数%おります。その中で第1種奨学金となりますと約3分の1ぐらいでして、大体、これも大まかですが、全学生の6分の1程度は第1種の奨学金を借りている、無利子の奨学金を借りていることとなります。先ほど言いました600人ぐらいが高知県に帰って就職している、その中で6分の1ぐらいが日本学生支援機構の第1種奨学金を借りているということで、100人ぐらいが対象になろうかと思えます。その100人の中で、先ほど言いました担い手として中核人材として活躍していただける方を、これも統計で見ますと、大体35歳から40歳ぐらいで何らかの役職についている方が3割ぐらいいるということがありましたので、先ほどの100人に3割、30%を掛けたら30人ぐらいにはなろうかというところです。

ただ、この30人につきましては、年間30人にしておりますが、ことし初めてやってみますから、どれぐらいの実は応募があるかもわかりませんので、そういう状況も見て、ふえるようでしたらまた検討もしたいとは考えております。

◎西森委員 先ほど桑名委員からもありましたけれど、私もちょっとリーダー人材というところに何か違和感を持ちましたね。誰がどういう形で判断するのかと。それはもうわからないですもんね、実際のところ。大学を卒業したばかりの方を、彼はリーダーだ、彼はリーダー人材じゃないんだという形。本当に、誰がどう判断するのが非常に何か違和感を持ったところでありました。

あと、私学の授業料の減免補助金ですけれども、これ大体割合として生徒数の大体どれぐらい、何人ぐらいなのか、また全体として割合はどれぐらいになっているのかをちょっと教えていただけますか。なかなか大変な状況の中で私学に通わせている御家庭もあろうかと思えますけれど、どんな状況、実態をちょっと教えていただければと思います。

◎岡村私学・大学支援課長 先ほど言いましたように、小・中・高それぞれありますが、小学校、高知小しかないですが、小学校は人数でいきますと約6.7%です。中学校が4.4%、高校になりますと若干先ほど言いました350万円世帯まで拡充されますので、21.1%となっております。

◎西森委員 これは例えば学校別の多い少ないみたいな、そんな差がやっぱり学校によって出てきているということでしょうかね。学校名は別に構わないですけれども。

◎岡村私学・大学支援課長 やっぱり出てきています。多いところはかなり半分以上とかというところもありますし、少ない学校はやっぱり少ないということで、先ほど言いました高校の場合は21.1%、約5人に1人ですが、そういった面ではかなり学校によっては差があります。

◎西森委員 なるほど、はい、わかりました。

◎坂本（茂）委員 奨学金の関係、私も皆さんが言われるようなところが非常に違和感を感じます。リーダー人材ということに対して、改めるんやったら、改める姿勢があるのかどうか、例えば高知県を支える意欲のある人材、みんな意欲あると思うがですよ。だから、そういうこととか含めて、こういう言葉は使わないということは言えませんか。

◎岡村私学・大学支援課長 ことしパンフレットなんかも使いますので、リーダー人材という言葉は使わないようにさせていただきます。

ただ、経過を申しますと、実は国の特別交付税を使うときに、国は、県で例えば中核産業を担うなど産業分野も指定してほしい、指定しなさいということがありました。ただ、高知県の場合はそういった県産業を引っ張っていくような産業分野だけを指定することはなかなかできないと、あらゆる産業が必要であるというところで、総務省と話をする中で、高知県としてはもう業種は設定しませんという話で行ったところでございます。ですから、こういう形になりましたが、リーダー人材という言葉で誤解を与えるようであれば、言葉は慎重に考えていきたいと思えます。

◎西森委員 だけど、交付税の関係で、使わんで大丈夫なのか。

◎岡崎文化生活部長 これは財源は特別交付税になっておりますので、総務省とそういった意見で協議して、趣旨はこうなんだと、高知県としてはこうしたいということをお話しさせていただいて、そこは調整をさせていただくと。この場でリーダー人材をすぐのけるというお約束はできませんが、できるだけ調整をして、誤解のないように、そして学生さんの意欲を折らない、そういった方向で検討したいと思えます。

◎坂本（茂）委員 それと、産業界からの出捐金がどれだけ見込めるかはちょっとわからないということですけども、ただ基金の規模としては1.6億円ということで、交付税措置が4,000万円ですが、それで産業界からの出捐金が例えば望めないときは県がということでしょうか。

◎岡村私学・大学支援課長 実は県の交付税の措置率は0.5になっております。ただ、国の想定しておる基金が、産業界と県が半分半分を出すという想定で国はやっておりまして、実質は基金総額の4分の1が交付税に当たることになっております。今回1億6,000万円ですが、国の想定としては8,000万円。産業界から8,000万円、県が8,000万円、県が8,000万円出したうちの0.5を特別交付税で見ましょうということで4,000万円が充当されることになっておりますので、ただ、その企業から8,000万円が集まるかどうかはなかなか県によってはその実情でそこは難しいであろうと、どうしても企業から出てこなければ県が全て出してもいいですよということになっておりますので、今後、企業がどんどん出していただいてもなかなか8,000万円までは行くことはないと思うんですが。結局は1億6,000万円のうち4,000万円以外は全て一財でやっているところです。

◎坂本（茂）委員 あと、公務員を除いた理由というのは。

◎岡村私学・大学支援課長 これはもう国のほうの先ほど言った事業の要綱上、公務員は除く形になっております。

◎坂本（茂）委員 公務員を除くのにちょっと、そら国がそうしているから、その制度の仕組みがそうなのかもしれんけれど、公務員もまだ就職したばかりの段階では経済的には民間企業と比べても決して条件的に優位にあるかというたらそうじゃないわけで、そこに対してこういう支援があるかないとでは随分違うと思うがですけどね。

それともう一つは、高知県のために頑張る意欲が一番ないと困る、そこを除いてしまうというのは果たしていかなものか。いや、実はこれ高知県の職員ということじゃなくて、市町村の職員になりたいという方の親御さんからもこういう奨学金ができることについての相談があって、この制度こうなっていますよと言うたら、がっくりきていましたね。そしたら、公務員になって帰らせてのことはないみたいな感じを持たれている保護者の方がおいでました。

◎岡崎文化生活部長 条件が国の制度であると、それと、これは趣旨は何かというと、普通であれば戻らないだろうけれども、こういうインセンティブによってこちらへ高知県へ呼んでくるという、そういう背景がありますので、国としては、公務員は非常に競争率が高く、皆さんが地元へも帰っていると、こういう状態、実態においてこういう制度をつかった、それは一義的にということでございますので、確かに現実には公務員として親御さん戻らせたい思いはあると思いますけれど、それがなくても公務員試験にたくさん応募されているという現実からこういう制度になっております。

◎坂本（茂）委員 それと、補正の関係で、122ページの公立大学法人の運営費交付金が2億円近く減額補正になってはいますが、人件費と、あと運営のための維持管理費が執行残、そういう状況だと思うんですけども、収入の見込みは当初どおりぐらい行っているんですか。

◎岡村私学・大学支援課長 収入の見込みは、授業料収入にしても当初見込みよりも多くなっております。どうしても、今回永国寺キャンパスが今年度4月から新しくできたということで、当初予算のときにどれぐらいのランニングコストがかかるかということがわからなかったもので、ちょっと多く計上していたことがありまして、今回、永国寺キャンパス、通常はこういった維持管理費みたいなところは精算はしないんですが、今回は特別に永国寺キャンパスの部分の部分を精算することになったものです。

◎浜田（英）委員 国際交流促進費も応募が少なかったのかなと、当初の見込みを下回ったというんですが、明德高校だけだったんですかね。

◎岡村私学・大学支援課長 応募は明德と土佐塾もありました。ただ、国の内定の段階で明德だけという形になりまして、その明德も若干、行く対象者の生徒が要件的に対象外になりまして、実績は今年度はなくなっております。

◎浜田（英）委員 減額補正が大きいなあと思ってね。これ頭へ私立ってついているんですけど、県教委の予算とダブルブッキングでしょう。

◎岡村私学・大学支援課長 これ私学と県教委と合わせて国へは申請しております、その中で国が私学も公立も合わせた順位づけという形で決定されております。

◎浜田（英）委員 ある割には使い勝手が悪いということでしょうかね、結局。

◎岡村私学・大学支援課長 結構この留学というのがどんどん全国的にもふえてきておまして、26年度までについてはほぼ申請については決定されていたと聞いていたんですが、27年度については落ちたところもあったようです。

◎浜田（英）委員 ハードルが高くなってきたことはあるかもわかりませんね。私はロータリークラブの国際交流の担当で留学制度の担当をしていますけれども、ロータリークラブでも、こういう制度があるから使わんかと言うてみたんですけども。ロータリークラブはロータリークラブで大きな財源がありますので、そこを全部やり切るということで、結局学校がこれを申請していないんですけれどね。てことは、県教委のほうでも、公立の学校でも少なかったということになる。

◎岡村私学・大学支援課長 公立の学校、限られた学校しか対象にはなっていないと聞いております。

◎浜田（英）委員 国際バカロレアの導入に今最も力を入れてやらないかところで、公立も少ないちゅうのはさみしいですね、それは。西高、南高はどんなになるかわからんですけども、英語科あたりが頑張ってもらわないかんですけれども、もうちょっと働きかけをしてみたらどうですかね。

◎岡村私学・大学支援課長 実はことしまでは1年以上の長期と1年未満の短期という2種類がございましたが、やっぱり先ほど言ったように、今留学がどんどんふえていっているところがありまして、28年度からは長期の分をやめて短期に全部集中させるということがありましたから、かなり全国的にもこういった留学がふえてきていると思いますので、留学については国のほうにお願いをまたしていきたいと思っています。

◎坂本（茂）委員 事務費の中に、いじめ問題等に係る私立学校サポート専門家チーム派遣事業というのがあると思うんですけども、これずっと定額、予算額としては毎年変わらない額で来ているかと思うんですが、今、私立学校におけるいじめ問題はどんな状況でしょうか。

◎岡村私学・大学支援課長 私立学校はそんなには多くはございません。あと、私立は基本的には学校法人が経営しておりますので、私学の中であったときには学校の中できちっと対応すると。スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなんかも、私学は学校でやっています。今回、県のサポート事業といいますのは、私立の中でたまにどうしても学校だけでは解決できない、スクールソーシャルワーカーなんかを派遣してほしいとい

うような場合に県のほうまで要請があるんですが、今のところ県にスクールソーシャルワーカーの派遣をしてほしいという状況は今年度についてもありません。

◎坂本（茂）委員 そしたら一応、委員の報償費として60時間分確保しているんですけども、あと旅費として20回分、こういうのはほとんど執行されずに終わっているということですか。

◎岡村私学・大学支援課長 今年度につきましては、実はいじめだけではなくて、今回、ある学校で水難事故で生徒さんが亡くなったことがございました。そういったときに、ほかの周りの生徒のやっぱり心のサポートということがありましたので、学校からそういったスクールカウンセラーの方を派遣してほしいという要請があって、今年度はその1回だけです。ですから、いじめではなくて、そういった事故というところで応援をしています。いじめについては、今のところまだ学校からこれをということで要請があったことはないです。

◎坂本（茂）委員 そしたら、学校から要請や報告がない限り、県としては私立学校のそういう内部の問題が起きているかどうかはわからないということですか。

◎岡村私学・大学支援課長 毎年、国へ報告するいじめの調査はありますので、件数なんかは上がってきます。それから、場合によっては県のほうに直接保護者の方から連絡があったりしますので、そういった場合は必ず私立に連絡をして、私立のほうから基本的には報告を県のほうにさせていただく形になっております。ただ、対応としてはやっぱり私立学校はまず一義的には学校がやることになっておりますので、学校でやっていたいているということですか。

◎坂本（茂）委員 こういう専門のサポーターを派遣しますよという制度があるということは各学校全部わかって、必要があればそういう申請が出てくると、派遣要請が出てくる仕組みになっているということですか。

◎岡村私学・大学支援課長 そうなっております。

◎加藤副委員長 夢・志チャレンジ基金でございますけれど、これ篤志家の方とは御連絡がとれる状況で、御理解はいただいているのでしょうか。

◎岡村私学・大学支援課長 これについては、この内容なんかも全て御説明をして、こういう形で納得というか御了解いただいております。

◎加藤副委員長 改めて、この議案が可決されたら報告をいただきたいのと、委員会のほうからもくれぐれもお礼があったことを伝えていただければと思います。本当に感謝しております。よろしく願いいたします。

◎岡村私学・大学支援課長 また議会のほうからもということでお伝えをしたいと思えます。

◎浜田（英）委員 この篤志家という方は個人なんですか、法人なんですか。

◎岡村私学・大学支援課長 個人でございます。

◎依光委員長 質疑を終わります。

〈人権課〉

◎依光委員長 次に、人権課の説明を求めます。

◎土居人権課長 人権課の土居でございます。よろしくお願いたします。

それでは、当初予算議案から御説明いたします。

資料②の議案説明書234ページをお開きください。

主な歳入を御説明いたします。

まず、8 使用料及び手数料は、人権啓発センター使用料で、県立人権啓発センター 6 階ホールの使用料と目的外使用許可に係るものでございます。

9 国庫支出金の人権費補助金と、その下の人権費委託金につきましては、歳出におきまして御説明をしますので、省略させていただきます。

10財産収入は、人権啓発センター土地貸付料で、センターの建物を区分所有する高知県社会福祉協議会から占有割合に応じて土地貸付料を収納しているものでございます。

235ページの県債の2,000万円は、隣保館の施設整備の財源に充てるための起債でございます。

次に、歳出につきまして、236ページをお開きください。

5目の人権費の主なものについて、右の説明欄により御説明いたします。

まず、2の人権企画費は、さまざまな人権問題の解決に向けた取り組みを推進していくための総合調整などを行うための経費でございます。

人権尊重の社会づくり協議会委員報酬は、高知県人権尊重の社会づくり条例に基づいて設置しております協議会の委員の報酬でございます。

237ページに移りまして、3の人権啓発事業費のうち、1つ目の人権啓発活動市町村委託料は、県が国から受託しました人権啓発活動地方委託事業を市町村に再委託するものでございまして、人権に関する講演会や研修会等の啓発事業を行うものでございます。

次の人権啓発研修事業委託料は、公益財団法人高知県人権啓発センターに、人権問題に関する啓発、研修等の事業を委託して、県民の人権意識の高揚を図ろうとするものでございます。具体的には、じんけんふれあいフェスタ等の啓発事業や、新聞、テレビなどのマスメディアを活用した県民啓発や研修講師の派遣などが主なものでございます。

次の人権啓発センター管理運営委託料は、県立人権啓発センター施設の管理運営を指定管理者に委託するものでございます。

1つ飛ばしまして、人権擁護啓発事業費補助金は、県内の人権擁護委員で組織されます高知県人権擁護委員連合会が実施する人権擁護啓発事業に対して助成を行うものでございます。

4の隣保館運営支援等事業費の隣保館職員研修委託料は、各種相談業務や人権課題の解決に直接携わる隣保館職員等の資質向上を目的とした研修委託料でございます。

全国隣保館連絡協議会等負担金は、全国隣保館連絡協議会が実施する研修に要する費用の負担金と、四国隣保館連絡協議会が実施する研修に要する費用の負担金でございます。

隣保館運営支援事業費補助金は、20市町村が設置する35館の隣保館の運営に要する経費を補助するものでございます。負担割合は、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1となっております。

隣保館施設整備事業費補助金は、室戸市ほか2市が隣保館の耐震工事等を施工する経費に対して補助するものでございます。負担割合は、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1となっております。

5のいじめ防止対策推進費は、次の238ページにまたがっておりますけれども、いじめ問題再調査委員会委員報酬は、高知県いじめ防止対策推進法施行条例に基づいて必要に応じて設置いたします再調査委員会の委員の報酬でございます。

以上、人権課全体の歳出予算計上額は4億7,054万3,000円で、対前年比7.9%、4,033万円の減となっております。

続きまして、2月補正予算案について御説明いたします。

資料④の議案説明書127ページをお開きください。

2の人権啓発事業費の人権啓発活動市町村委託料と、次の人権啓発研修事業委託料は、事業費の減に伴い減額補正するものでございます。

3の隣保館運営支援等事業費の隣保館運営支援事業費補助金は、国の国庫補助基準額の減額により当初の見込みを下回ることとなったため、減額補正するものでございます。

隣保館施設整備事業費補助金は、実施市町村が設計書を再積算した結果、残が生じたため、減額補正するものでございます。

国庫支出金精算返納金は、平成26年度の地方改善事業費補助金の精算について、国が翌年度に確定いたしますことから、確定に伴い国に精算返納するため増額補正するものでございます。

以上で人権課の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎依光委員長 はい、ありがとうございました。

質疑を行います。

◎浜田（英）委員 今、隣保館は30幾つあるって言いましたかね。

◎土居人権課長 隣保館35館対象に補助をしております。

◎浜田（英）委員 隣保館という名前を使っているところと使っていないところがあると思うんですけども、これは国のほうでもまだ隣保館という名前を使うようになっているんですか。

◎土居人権課長 この隣保館というのは、社会福祉法に基づき現在運営されておりまして、社会福祉事業の一つとして。そちらのほうで隣保事業という名称が法律で掲げられております。それで、隣保館と法律上はなっています。補助金交付要綱のほうも隣保館という名称になっています。

◎浜田（英）委員 地対財特措法ももう終了して、その名がまだ残っちゃうのかなというように思いで、非常にこの隣保館という名前に違和感があるんですけども。コミュニティーセンターなんていう名前を変えているところもありますから、そこら辺はどうながでしよう、これがずっと続いていくのかなと。何か今まで昔の被差別の地域の何か名残があるような感じがあって、非常に僕は違和感を感じるんですけど、どうでしょうね、そこら辺は。

◎土居人権課長 市町村におきましては、設置条例などで、おっしゃるようないろんな名称のセンターになっています。ただ、県の事業名としましては、各センターいろんな名称ありますけれども、法律あるいは要綱にのっとってやっています関係上、何か具体的に別の名称はちょっとつけづらいので、こちらのほうは隣保館補助事業という形でさせてもらっています。

◎浜田（英）委員 でも、実態として、地域へ残っている看板を例えば隣保館と掲げているところもあろうかと思う、大分コミュニティーセンターに変わっておるのが今の実態ですか。

◎土居人権課長 県内では、隣保館の名称として残っているのは5館と認識しています。

◎坂本（茂）委員 人権施策基本方針ハンドブックというのを27年度で作成しているかと思うんですけども、私もまたいただけたら活用させていただきたいと思うんですけども、どんなところで主に活用されていますか。

◎土居人権課長 現在最終校正中のごさいますて、なお間もなくでき上がる予定でございます。配付先としましては、市町村、それから人権の関係のいろんな機関、それから人格、人権課題にかかわっているいろんな活動されている団体がありますので、そういった団体とかにお配りしていくことは考えております。

◎坂本（茂）委員 いじめ問題再調査委員会ですけれども、これは27年度には開催されたですかね。

◎土居人権課長 されておられません。

◎依光委員長 よろしいですか。

（な し）

◎依光委員長 質疑を終わります。

〈情報政策課〉

◎依光委員長 次に、情報政策課の説明を求めます。

◎小野情報政策課長 情報政策課の小野です。よろしくお願いいたします。

情報政策課の平成28年度当初予算について御説明いたします。

お手元の資料の②当初予算の議案説明書の239ページをお願いいたします。

歳入につきましては、それぞれ後ほど説明させていただきます歳出予算に連動いたしますが、主な項目について御説明させていただきます。

まず、7の分担金及び負担金は、県庁ネットワークの運用経費に対する県公営企業局の負担金になります。

次に、9の国庫支出金は、主に携帯電話の基地局整備に対する補助金でございます。

次の14の諸収入は、主に給与の法定外控除に関する関係団体からの手数料となっております。

15の県債につきましては、中山間地域での超高速ブロードバンドの整備、テレビの難視聴地域での施設整備を行うものとなっております。

240ページをお願いいたします。

歳出について、右側の説明欄で主な項目を御説明させていただきます。

まず、2の電子県庁推進費の2つ目の電算処理委託料でございますが、これは給与システムなどの基幹業務システムの運用保守に要する経費でございます。

次の県庁ネットワーク運用等委託料は、本庁や出先機関が接続しております県庁ネットワークの運用保守や、職員がネットワークシステムを効率的に利用できるようサポートするためのヘルプデスク業務などに要する経費でございます。

次の241ページをお願いいたします。

2つ目の庁内クラウド整備委託料は、平成23年に構築いたしました庁内クラウドサーバーを運用するための経費と、契約期間満了に伴い、次期庁内クラウドを構築するための経費でございます。この庁内クラウドは、1台のサーバーで複数のシステムを同時に稼働できる仮想化技術を導入し、サーバーの台数を削減するものでございます。これまで170台のサーバーで運用されていた64のシステムを、今年度末には10台のサーバーに集約し、年間約9,000万円の経費の削減となっております。

次の社会保障・税番号制度システム整備委託料は、マイナンバー制度の導入に伴い、税や福祉の業務システムと連携する統合宛名システムを今年度構築いたしましたので、平成29年7月から始まります国や他の自治体との情報連携に向けたシステムの連携テストなどを行うための経費でございます。

その2つ下の地方公共団体情報システム機構負担金は、全国の地方公共団体が電算事務や研修事業などを共同で運営する組織として設立しております地方公共団体情報システム機構への負担金でございます。この機構では、総合行政ネットワークや住基ネット、公的個人認証サービスの運用業務等を担っております。

次の社会保障・税番号制度システム整備負担金は、マイナンバー制度の導入に伴い、国が構築する情報提供ネットワークシステムとそれぞれの地方公共団体が構築する統合宛名システムを連携させるため、地方公共団体情報システム機構が中間サーバーを整備し運用していくこととしており、この運用保守に要する経費を全ての地方公共団体が一定ルールで負担をするものでございます。

その2つ下の機器等維持管理費は、県庁ネットワークシステムなどの運用に必要な機器の使用料やネットワーク回線の使用料、1人1台パソコンやウイルス対策ソフトのリース料でございます。

次の事務費は、当課が入居しております電気ビル別館の賃借料や、情報システムの調達に際し外部の専門家から助言をいただくための調達支援アドバイザーに対する謝金などでございます。

次に、3の地域情報化推進費でございます。

2つ目の公的個人認証サービス運用負担金は、県民の皆様がインターネットを通じて各種の行政手続を行う際に利用する公的個人認証サービスを円滑に運用していくため、システムのセキュリティー対策やヘルプデスクを設置する地方公共団体情報システム機構に対して全国都道府県が一定のルールで負担をするものでございます。

次に、4の情報基盤整備費でございます。

1つ目の総合行政ネットワーク運営協議会負担金は、全国の地方公共団体や国のネットワークと接続する総合行政ネットワークの運営管理に要する経費を都道府県が一定のルールで負担をするものでございます。

次に、242ページをお願いいたします。

共聴施設整備等事業費補助金は、テレビの難視聴地域における共聴施設の整備に要する経費に対して補助をするものでございます。共聴施設の老朽化により改修を行う予定の5市町村15地区に対する補助を予定しております。

移動通信用施設整備事業費補助金は、市町村が行う携帯電話の基地局整備に対する補助でございます。事業費の3分の2を国から受け入れ、市町村へ補助しております。来年度は、要望のあった1町1地区を予算計上しておりますが、今後も引き続き市町村の意向を伺いながら、地域の実情に合った整備を支援していきたいと考えております。

次の中山間地域等情報通信基盤整備事業費補助金は、県内の中山間地域では採算性の面から民間事業者による超高速ブロードバンドの整備が進んでいない地域があることから、こうした地域において拠点となる施設に光ファイバー等の超高速ブロードバンドを整備しようとする市町村に対し、事業費の2分の1を補助するものでございます。来年度は、移住や定住者向け住宅への支援を予定しております。

次の避難所用ラジオ整備事業費補助金は、市町村が行う避難所でのラジオ難聴対策への

補助でございます。ラジオは災害時の有効な情報収集手段であることから、指定避難所に高性能ラジオや屋外用アンテナを整備する市町村に対して整備費用の2分の1を補助するもので、来年度は約300カ所への整備を予定しております。

次の情報ハイウェイ運営費は、民間事業者が提供する情報通信サービスを高知県情報ハイウェイとして使用するための経費でございます。

以上が情報政策課の28年度当初予算の概要でございます。総額は11億3,500万円余りで、前年度と比較しますと、マイナンバー制度の導入に伴うシステム構築の終了や携帯電話の基地局整備箇所の減などにより、約6%、7,400万円余りの減額となっております。

当初予算の説明は以上でございます。

次に、平成27年度補正予算について御説明いたします。

お手元の資料の④補正予算の議案説明書129ページをお願いいたします。

歳入の主なものにつきましては、歳出とあわせて御説明させていただきます。

130ページをお願いいたします。

歳出の補正額は3億5,300万円余りの増額となっております。右側の説明欄で主な項目を御説明いたします。

まず、2の電子県庁推進費ですが、1つ目の電算処理委託料で1,300万円余り、その3つ下の社会保障・税番号システム整備委託料で7,700万円余りが、主として入札により事業費の減額となったものでございます。

次の県庁ネットワークのセキュリティー強化対策のため、県庁ネットワークセキュリティー強化対策事業委託料として8,900万円余りの増額となっております。

次の131ページでございますが、2つ目の機器等維持管理費につきましても、県庁ネットワークのセキュリティー強化のため、1億500万円弱の増額となっております。

これらの増額理由と、次の3地域情報化推進費の情報セキュリティークラウド構築事業委託料の経費増についても、関連いたしますので、あわせて御説明をさせていただきます。

議案参考資料の赤いインデックス、情報政策課の1ページをお願いいたします。カラーの資料でございます。

まず、背景と目的でございますが、日本年金機構の情報漏えいやマイナンバー制度の導入に伴い、県民の皆様のマイナンバーや個人情報をより強固に保護するため、全国の自治体に対して情報セキュリティーの抜本的強化を求められており、国からも自治体情報セキュリティー強靱化モデル案というものが示されております。本県におきましても、このモデル案に沿った対応を行うため、図の中段の現状、ステップ1、ステップ2の3段階で、県庁ネットワークをマイナンバー利用系、それと県庁ネットワーク、インターネット接続系の3つのネットワークに分離し、再構成することとしております。

スケジュールにつきましては、左下の枠に記載しておりますとおり、まずステップ1

で、マイナンバー利用ネットワークを本年7月までに分離し、次にステップ2で、県庁ネットワークとインターネットの分離を平成29年7月までに行う予定としております。インターネットの分離に関しましては、仮想デスクトップという、一つのパソコンの中にもう一台別のパソコンが存在しているように使用することのできる技術を採用いたします。職員がインターネットを閲覧するときには、1人1台のパソコンからもう一台の仮想デスクトップを呼び出して使用することになります。

2月補正で増額をお願いしておりますのは、これらのネットワーク分離や再構成のために、機器の設定委託費用と賃借料、回線増強の工事費用、回線料などの経費が必要となったためでございます。

次に、同じく議案参考資料の2ページをお願いいたします。A3の資料になっておるかと思えます。

本事業も、左上の経過欄にございますとおり、日本年金機構の情報漏えいやマイナンバー制度の導入に伴い、各都道府県に求められている情報セキュリティの強化に関する事業でございます。国からは、その下の枠囲みにあるとおり、1から3の3層の構えで情報セキュリティ対策の抜本強化を図ることが求められております。

まず、マイナンバーを利用するシステムはネットワーク分離等を行い、個人情報の流出を徹底的に防ぐこと、次に、個人情報を扱う人事、給与、財務会計などL G W A N環境内で情報連携するシステムは、先ほども言いましたウェブ閲覧やインターネットメールなどインターネット環境と分離することで、この本事業は3に当たるものでございまして、県と県内全市町村のインターネットの出入り口を集約いたしまして高度なセキュリティ対策を図るため、自治体情報セキュリティクラウドというものを導入することが求められております。右中段の導入前と導入後のイメージにありますとおり、このセキュリティクラウドを導入する前は、市町村が、県も含めてですが、それぞれにサーバーやセキュリティ機器などのハードウェアを設置しており、また専門知識を持った職員の不足などにより、自治体ごとのセキュリティ水準がばらばらな状態となっておりますが、このセキュリティクラウドを導入することにより、県と市町村のインターネットの出入り口を集中して監視し、その集約口をセキュリティの専門人材が常時監視することなどによりまして、セキュリティ対策の強化を図ろうとするものでございます。

本事業は、マイナンバーを活用したオンライン連携が始まります平成29年7月を視野に、国が平成27年度補正予算で計上した補助金等を活用するため、2月補正に計上しているものでございます。

議案説明書の131ページにお戻りいただきたいと思えます。

中ほどの4情報基盤整備費でございます。

総合行政ネットワーク運営協議会負担金につきましては、毎年、前年度の繰越金を翌年

度に精算をしております。この精算に伴いまして負担金が減額となったものでございます。

次の共聴施設整備等事業費補助金は、事業を予定しておりました地区のうち1地区が来年度の実施となったことにより減額を行うものでございます。

次の避難所用ラジオ整備事業費補助金は、この事業は平成28年度までの2カ年で避難所に高性能ラジオ等を整備するものですが、当初の見込みより来年度での整備を行う市町村が多く、今年度分が減額となったものでございます。

次の情報ハイウェイ運用費は、インターネット接続サービスの入札の結果、減額となったものでございます。

132ページをお願いいたします。

繰越明許費について御説明いたします。

繰越額は5億5,700万円余りで、このうちまず電子県庁推進費は、先ほど参考資料で御説明いたしました県庁ネットワークセキュリティ強化対策事業費につきまして、実施に当たり計画の調整等に期間を要するため、繰り越しとなるものでございます。

次の地域情報化推進費も、先ほど参考資料で御説明いたしました情報セキュリティクラウド構築事業について、県庁ネットワーク同様に計画や構築に期間を要するため、繰り越しとなるものでございます。

最後の情報基盤整備費は、携帯電話のエリア拡大を図るための移動通信用施設整備事業費補助金の繰り越しでございます。携帯電話の基地局の整備に必要な進入路などの附帯工事の設計変更に時間を要したことなどにより、整備が年度内に完了しない見込みとなっているものでございます。室戸市の1地区と四万十町の1地区が繰り越しとなるもので、今後はできるだけ速やかに工事が完了するよう進捗管理を行っていきたいと考えております。

情報政策課の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎**依光委員長** はい、ありがとうございました。

質疑を行います。

◎**浜田（英）委員** LGWANはもう始まってしばらくたちますが、当初のシステムと今のシステムとは、今回のマイナンバー制度で大きくシステムが変わるんですか、変わらないんですか。

◎**小野情報政策課長** 大きくは変わらない、国と地方公共団体のやりとりになります。より安全なものとして重要視されていく部分はあると考えています。

◎**浜田（英）委員** この委員会は危機管理も所管していますが、今回危機管理の中の文字列の中で、SPEEDIとかその文字はどこも出てこなかったんですが、あれは文部科学省所管のシステムだと思いますが、もし高知県がその情報を見るときしたらこの課

がそれはアクセスするんですか、それとも教育委員会のほうでするんでしょうかね。

◎橋口副部長 所管とはちょっと違いますけれども、恐らくはSPEEDIを見れる端末は限られておりますので、何かあれば、当県におきましては危機管理部の職員が愛媛のオフサイトセンターとかああいうところへ実際駆けつけて、それで状況をモニターすることになるんじゃないかと思います。

◎浜田（英）委員 前、本会議なんかの質問では、SPEEDIの活用ということで、これは余り活用されていないんじゃないかという話もあったと思うんですが、じゃあ実際それを情報として検索あるいはアクセスするには特殊な端末でないといけないということは、高知県にはその端末は一台も存在しないということでしょうか。

◎橋口副部長 重ねて所管外ではございますが、まずは情報が一番早いのがオフサイトセンターだと思いますので、そこに行くのと、それから若干タイムラグがあるんですが、何かの形で県内でもモニターはできるようになっていたかと思います。その辺はまた危機管理部のほうに伝えて一応確認をさせていただきたいと思えます。

◎浜田（英）委員 たしか文科省の所管する情報システムじゃなかったかと思いますが、もし有事の際に高知県がそれをいち早く利用するとすればどういう経路でアクセスで利用できるのかとも調べてお知らせいただきたい。

◎坂本（茂）委員 補正で130ページの社会保障・税番号制度システムの整備委託料7,700万円減額になっていますが、予算からいうたら4分の3ほど減額になっているかと思えます。そんなに入札残の出るような整備事業やったんですか。

◎小野情報政策課長 全国的にも半分ぐらいの額で落ちている状況はあったようでございます。特に高知県の場合、それ以上に入札、プロポーザルの提案等の中で落ちたというのが結果としてございます。

◎坂本（茂）委員 そしたら、よほど予算を見積もったときに過度にというか過剰に見積もっていたのか、あるいはもともとの国、全国的にそういう状況だとしたら、国のシステムそのものが余り精査されていなかったのか、どういうことが状況として考えられますかね。

◎小野情報政策課長 なかなか正確に積算ができなかったこともあるかと思いますが、やはり競争の中で価格が下がっていったものと私どもとしては考えておるところでございます。

◎坂本（茂）委員 そしたら、全国的には5割程度の落札率で、高知の場合はさらにその半分というたら、高知のほうが高競争性が高いということですか。

◎小野情報政策課長 結果的に、その落札した、提案をされた事業者が努力をされた部分があったのかなとは考えておりますけれども、確かに高知県は全国に比べて低い割合でというのは結果としてございます。

◎坂本（茂）委員 全国的に考えたら、高知なんかよりももっとそういう応札できる事業者が多い、都市部とかのほうの方がもっと競争性が働くかと思うんですけど、高知なんかは落札率3割弱というような、そんな落札状況というのもちょっとびっくりしたんで、別に不正があったとかそんなこと言うつもりはないですけども、ちょっと驚いた数値です。

◎依光委員長 ほかに。

（な し）

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で文化生活部の議案を終わります。

《報告事項》

◎依光委員長 続いて、文化生活部より3件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることにいたします。

それでは、教育等の振興に関する施策の大綱について、文化推進課及び私学・大学支援課の説明を求めます。

◎高橋文化推進課長 文化推進課の高橋でございます。よろしくお願ひいたします。

報告事項の資料の、教育等の振興に関する施策の大綱、いわゆる教育大綱について説明をさせていただきます。

お手元の報告事項の赤いインデックス、文化推進課の1ページをごらんいただきたいと思ひます。

平成27年4月1日付で地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、知事が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱、いわゆる教育大綱を策定することとなりました。このため、知事と教育委員会で構成する総合教育会議で協議を行い、教育大綱案を取りまとめ、パブリックコメントや議会への報告を経て教育大綱として策定しようとするものでございます。

1の基本理念にあります関係図は、教育大綱案の全体像でございます。2つの基本理念、5つの取り組みの方向性及び10の基本方向から成っておりますが、文化生活部に関するものは、色のついております基本方向6「私立学校の振興を図る」、基本方向7「社会の期待に応えるため大学の魅力を高める」及び基本方向9「文化・芸術の振興と文化財の保存と活用を図る」のうちの文化・芸術の振興でございます。

2ページをお願いいたします。

文化生活部に関する3つの基本方向につきまして説明をさせていただきます。

なお、文化推進課から基本方向9を説明した後、私学・大学支援課から基本方向6及び7について説明させていただきます。

まず、左下にあります基本方向9「文化・芸術の振興」でございますが、課題としまして、県民の暮らしや生活の中に文化・芸術を深く根づかせることが必要、県民みずからが

文化・芸術活動に主体的に参加できる環境づくりが必要、あるいは、地域の活性化に文化・芸術を活用することが重要との認識を記載しております。その対策としまして、1、県民一人一人が文化・芸術に親しむ環境づくりの推進として、県立文化施設における文化・芸術に親しむ機会の提供や、学校と連携した文化・芸術活動の推進など、2、文化・芸術等を活用した地域活性化の推進として、芸術祭の開催や芸術文化活動への支援、文化広報誌による地域文化の発信に取り組むこととしております。来年度は、高知県芸術文化振興ビジョンを改定し、文化・芸術の振興に向けて取り組んでまいります。

また、右下にありますように、教育大綱の計画期間は平成31年度までの4年間で、3月4日までパブリックコメントを実施してございまして、今月下旬には教育大綱として策定される予定でございます。

以上で文化推進課からの説明を終わります。

◎岡村私学・大学支援課長 引き続き、私学・大学支援課から、資料の上段にあります基本方向6及び基本方向7の2つについて御説明をいたします。

まず、基本方向6「私立学校の振興を図る」について御説明いたします。

私立学校は、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育を展開しており、本県の教育において大変重要な役割を果たしていただいております。しかしながら、私学を取り巻く状況は、児童生徒の減少により経営環境が厳しくなっている、社会の変化に応じた教育改革や教育課題への対応が必要となっている、また経済的に厳しい家庭の児童生徒が増加しているといった課題がございます。

このため、私立学校の教育環境の維持・向上として、運営費や特色ある学校づくり、耐震化等への助成、また児童生徒の就学上の経済的負担の軽減として、就学支援金、奨学給付金の支給、授業料減免への補助等を行ってまいります。

次に、基本方向7「社会の期待に応えるため大学の魅力を高める」について御説明いたします。

本県が人口減少による負の連鎖を断ち切り、経済の活性化など県勢浮揚に向けた歩みを力強く進めていく上で、大学の役割は大きいものがございます。特に、課題にもありますように、産学官民連携による産業振興や地域課題の解決、生涯学び続ける社会を実現するための教育、若者を県内にとどめ県外から呼び込む受け皿といった観点から、大学に対する期待は大きく、これまで以上にこうした機能の充実を図っていくことが重要であると考えています。

このため、地域活性化の核となる大学づくりの推進として、産学官民の交流・連携によるイノベーションの創出や地域協働の積極的な推進、学び続ける社会の実現に向けた学び直し機能の強化として、生涯学習、社会人教育、またビジネス研修士佐MBAの充実・強化、若者の県内定着の促進として、地元から県内大学への進学者増や産業界等との連携、

雇用創出や地元就職の促進に取り組んでまいります。

私学・大学支援課からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎依光委員長 はい、ありがとうございました。

質疑を行います。

◎桑名委員 いや、全体的にこれでいいんですけれども、自分なんかの思いだったら、この基本方向9というのは、基本方向10と同じで、幼児期から青年期に縦に入るべきものではないかなと思うんですけれども、文化財の保存と活用というのは別として、文化・芸術の振興っていうのはこれはスポーツと同じで、子供のときから青年期までで初めて成り立っていくんで、ここ青年期のところだけで入っていくところに高知県の文化ってのが育たないのかなと思うんですけれども、いかがですか。

◎高橋文化推進課長 おっしゃるとおりでございます、ちょっとこれ表の整理上こういった形になっておりますけれども、中にもいわゆる教育の分野についても文化的なことを双方にやりとりしながら、児童生徒の皆様、それよりもっと前からということも当然取り組みの中には入ってっております。ちょっと整理上こういった形になっております。

◎浜田（英）委員 私立学校の振興を図るところで、僕がちょっと気になっているのは、女子校が少子化の中でうんと経営が厳しいんじゃないかと思えます。四国でいうと、東雲学園なんかが一番厳しいと言われているんですが、高知県内にも清和高等学校、土佐女子がありますよね。その中で、特にこの女子校に対して特別扱いをというわけじゃないけれど、いろいろ私学の課としてはどんなふうに入力していくという、そういう思いはありますか。

◎岡村私学・大学支援課長 特に女子校というところはないですが、運営補助の中で、どうしても生徒数が減ってきておる中で、少人数学級というか1クラスが少なかったりすると、1クラスの生徒数に応じた少人数の学級に対する割り増しなんかはございますので、そういったところで、本来は少人数学級というのはきめ細かくやるためにあるのかもしれないですが、人数が減ることによってそういう形になってきているところもありますので、そういったところには特別に上乘せという形はしております。

◎浜田（英）委員 中学校、高校で大体30億円、大学まで入れると45億円ぐらいの予算が投入されていますよね。大学でいうと高知学園の短期大学もあります。高知学園短大はやっぱり女子の割合が圧倒的に多いんじゃないですか。

◎岡村私学・大学支援課長 確かに学部的にも女性が多いということです。それと、私立の大学になりますので、私立の大学に対しては所管が文部科学省になりますので、そういったものは文部科学省から直接大学のほうに運営費の補助金なんかが行っています。

◎浜田（英）委員 私立の女子校、土佐女子、清和、やっぱりうんと推薦入試なんか受けているんで、大学の入学なんか非常に行きやすいところなんですね、一般の学芸とかに比

べて。そんな面でも、私立女子校も応援しちゃらないかんじゃないかなと思っていますので、引き続きましてよろしく願いをいたします。

◎坂本（茂）委員 パブコメを4日までで終了しているんですけども、この基本方向の6、7、9に関するようなパブコメはありましたか。

◎岡村私学・大学支援課長 このパブコメによって大綱を変えるということはなかったですが、専修学校の地位を高めるようなことをこれから取り組んでいったらどうかという意見がございました。それについては、今回専修学校については、専修学校といっても私立学校ですので、こういった授業料減免とかをやっているところで読めるんですが、そういった地位を高めるということについては、今現在国のほうでも新たな職業教育を行う高等教育機関はどうあるべきかということが中教審でも出ておりますので、そういった新たな学校教育機関となれば、高知県にそういう学校ができれば支援もしていきたいと考えております。

◎依光委員長 よろしいですか。

（な し）

◎依光委員長 質疑を終わります。

次に、こうち男女共同参画プランの改定について、県民生活・男女共同参画課の説明を求めます。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 それでは、こうち男女共同参画プランの改定につきまして御報告をさせていただきます。

お手元の委員会資料報告事項の県民生活・男女共同参画課という赤のインデックスのあるページをごらんください。

こうち男女共同参画プランにつきましては、本年度中に改定を予定しておりまして、昨年12月のこの委員会におきまして改定の方向性を御報告させていただいたところです。その後、来年度の当初予算編成作業などを通じて検討を深めるとともに、先月以降、パブリックコメントや女性団体の皆様方との意見交換を行ってまいりました。本日は、これらを踏まえましたプランの案を御報告させていただくものです。

それでは、資料に沿って御説明させていただきます。

1 ページは、幅広い分野にわたる男女共同参画の取り組みの中で、特に次期プランにおいて重点的に取り組む施策をまとめた資料です。

なお、次期プランの計画期間は、来年度から5年間、平成32年度末までとなっております。

県では一昨年度より、女性の活躍の場の拡大を5つの基本政策に横断的にかかわる政策に位置づけまして、（2）のこれまでの取り組みに記載しております3つの柱に沿って取り組みを進めてまいりました。他方、（3）現状と課題に記載のとおり、本県は全国的に

見ても働く人に占める女性の割合や小さいお子さんのいる共働き世帯が多いことが特徴となっている一方で、ニーズの欄に記載のとおり、県民意識調査によれば、女性の働きやすさについて否定的な回答が過半数を占めておりまして、家庭や地域では男性の家事・育児等への積極的な参加が、行政の取り組みでは保育サービスの充実が、企業など職場では仕事と家庭生活の両立に関する職場の理解がそれぞれ求められている状況です。このため、今後は、出産・子育て期を迎えた女性が希望の働き方ができるための支援、とりわけ働きながら子育てができる環境づくりをさらに強化することが重要と考えました。

資料右側、重点施策の欄をごらんください。

これまで説明いたしました現状と課題と踏まえまして、次期プランでは、家庭、地域、職場といった社会全体で子育てしながら働く女性を支援する仕組みづくりを重点施策に位置づけ、取り組みの柱を、家庭における男女共同参画の推進、地域における子育て支援の充実、多様なニーズに応じた就労支援、男女がともに働きやすい職場づくりの4つに再整理しまして、それぞれにおける取り組みを強化することとしております。

まず、緑色の部分、柱1の家庭における男女共同参画の推進では、新たに男性の家事・育児への参加に関する啓発冊子を作成、配布するほか、男性対象講座の拡充など、男女共同参画センターソレにおける広報啓発を強化してまいります。

その右側、黄色の部分、柱2になります。地域における子育て支援の充実では、子育てしながら働く女性からのニーズの非常に多い、柔軟に対応できる子供の預け先の拡大に取り組んでまいります。具体的には、幼保支援課において、保護者ニーズに柔軟に対応可能な家庭的保育事業等の拡大支援に取り組むほか、当課におきまして、当初予算議案において御説明させていただきましたファミリー・サポート・センターの充実に取り組んでまいります。また、幼保支援課、生涯学習課において、延長保育や病児保育、一時預かり事業、放課後子供の居場所づくりなどの取り組みを強化してまいります。

その下側、ブルーの部分になります。柱の3、多様なニーズに応じた就労支援では、高知家の女性しごと応援室におきまして、一人一人の適性や経歴に応じたキャリアコンサルティングなどによりまして、多様なニーズに応じたきめ細かな就労支援を実施してまいります。あわせて、地域福祉政策課において、福祉人材センター、福祉研修センターにより、女性の就労割合の多い介護・福祉職場への就労支援にも取り組んでまいります。

その左側、ピンクの部分、柱4、男女がともに働きやすい職場づくりでは、官民協働で仕事と子育てが両立できる職場風土の醸成に取り組んでまいります。具体的には、少子対策課において、民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むほか、当課におきまして、経済団体などと連携してセミナーや研修の開催などにより、県内企業における女性の登用、継続就労のさらなる促進を図ってまいります。次に、女性の活躍を経営戦略の視点で理解し行動してもらうよう、女性の活躍が経営上有利となることなどを盛

り込んだリーフレットを当課で作成し、広く啓発を実施したいと考えております。このほか、いわゆるイクボスの県内普及の取り組みや、雇用労働政策課の所管になりますが、子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認証する次世代育成支援企業認証制度を普及してまいります。

以上、子育てしながら働く女性を家庭、地域、職場といった社会全体で支援する、また一旦子育てに専念していた女性も希望すれば再就職できるような支援をする、こうした取り組みを次期プランの重点施策と位置づけまして、さまざまな分野から成る委員で構成されます。こうち男女共同参画会議での進捗管理のもと、それぞれの取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

2枚目をごらんください。

前回は御報告させていただきましたが、プランの枠組みに当たる部分、表の一番左側の、意識を変える、場を広げる、環境を整えるの3つのテーマや、テーマに沿った取り組みの方向部分につきましては、現プランを継続し、幅広く男女共同参画の取り組みを進めていくこととしております。その上で、先ほど説明いたしました重点施策に該当する部分、取り組み項目部分を中心に取り組みを強化しております。

また、赤いラインで囲んでいる部分ですが、いわゆる女性活躍推進法により地方公共団体に義務づけられました女性の活躍の施策に関する計画につきまして、男女共同参画プランとの一体的な策定が可能とされておりますことから、当該部分を本県における女性活躍推進計画にしたいと考えております。

次に、表の一番右側の目標値の欄をごらんください。

それぞれの項目において、平成26年度末時点の実績と、次期プランの計画期間が満了します平成32年度末における目標値をまとめております。

なお、一部、米印を付している項目は、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合を図るため、また既に策定されております高知県職員子育てサポートプランや次世代育成支援行動計画等の目標項目を次期プランでの目標項目としていることから、それぞれの計画の最終年度である平成31年度末までの目標値となっております。

新たに設定する主なものを御説明いたします。

場を広げるの上から3つ目、高知家の女性しごと応援室における就職率は、相談者のうち比較的明確な就労希望をお持ちの3カ月以内に就職を希望される方の就職率を60%に引き上げようとするものです。

次に、環境を整えるの上から4つ目、ファミリー・サポート・センター事業実施市町村数は、県内全域での普及に向けて、全ての市を含めた13市町村におけるセンターの開設を目標としているものです。

以上が次期プランの概要となります。

なお、本日御報告の後、22日に開催しますこうち男女共同参画会議での御議論を経て、今年度中にプランを決定したいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

◎依光委員長 はい、ありがとうございました。

質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 細かいことですが、この目標の中にはイクボスの県内普及というのは出てこないですけれども、これはイクボスを県内普及させる目標はどこまで行ったら普及が図れたという捉え方でええんですかね。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 イクボスにつきましては、目標値にも定めておりません。また、毎年数値等を確認していくというモニタリング指標というのもありますけれども、そこにもイクボスについての記載は現在しておりません。来年度、少子対策課とも一緒になって企業向けのいろんなセミナーとかを開催することにしてありますが、なかなか数値でお示しするのは難しいということで、目標値であったりモニタリング指標とはしていないところです。

◎坂本（茂）委員 もともと、この人はイクボスやという認定をされるためには一定の要件があるがでしょう。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 要件といいますか、来年度、イクボスなどを普及するためにいろんな冊子もつくっていきこうと思っておりますが、一応いろんな企業の中で、そういった育児、家事にみずからも積極的に参加して、それから職員に対しても働きかけをしていると、職員からそういうふうに使われている方をいわゆるイクボスと。一応その基準とかがあるわけではないです。

◎坂本（茂）委員 そしたら、職員から使われているかどうかはどうやって判断するんですか。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 職員からいろんなアンケートとか、それからそういったイクボスの方の表彰とかも考えておりますので、推薦いただくときに職員の声なんかを入れるとか。明確な基準があるものではないです。

◎坂本（茂）委員 明確な基準がないにもかかわらず普及するというのは非常に言葉だけがひとり歩きしているような気がうんとするんですね。そら確かにこういう職場の中で子育て支援だとか、あるいは女性が働きやすい職場環境をどうやってつくるかとか、そういうことをきちんと配慮できる管理者が必要ということは絶対避けられないことで、必要なことですが、ただ、じゃあイクボスがどれだけおればそういう職場環境が整っているのかどうかはなかなかわからん。何か言葉だけが、イクボス宣言をした、宣言して本当にふさわしい人かどうかというのはどうやって判断するのか非常にわかりにくい。

◎岡崎文化生活部長 目標値は現在のところ定めていないんですけれども、イクボスという

のは具体的にどういうものかというのは一定決めていまして、5つの、女性が活躍して業績拡大するにはこういうことをやってくれというのをポイントを定めています。例えばメリットが5つあるんです。例えば女性が活躍すると業績につながりますよといった一応基準を決めてあります。

その中で、具体的な行動としては、女性が働きやすい職場になるための5つのポイントを定めております。それが、例えばトップが決断する、イクボス宣言をする、そして庁内のプロジェクトチームができているかということ、それから男性社員の意識を変えるような研修をしているかということ、それからメンター制度あるいは定期的な面談、円滑なコミュニケーションに向けてそういう制度をしいているかということ、4点目は、柔軟な働き方、短時間をやったりとか、企業で、そういったことをやっているか、それから女性の視点から職場を改善しているかという5つの一応見る視点を定めておりまして、まだオーソライズされたものではないですけど、こういった形で進めていこうと考えています。こういったことを賛同していただけることを県としてはイクボスだと、イクボスの可能性がある、そしてできれば少子対策課と一緒に表彰制度につなげていきたいと考えております。

課長が申しましたように、まだ具体的な数値目標はしっかり定めておりませんが、こういったことでいいのかといった議論を深めて進めていきたいと考えておるところでございます。

◎坂本（茂）委員 だから、例えば今言われたような5つのことを意識していることは意識していても、それがじゃあその職場の中で本当に具体化されているかどうかという評価は伴わないんですか。

◎岡崎文化生活部長 ですから、働き方につきましては、例えば休暇が時間単位でとれるとか、それからフレックスタイムを導入しているとか、それから配偶者に出産の休暇をきちっと与えられているかといった就業の面で評価できるところはきちり評価をしていきたいと考えております。そういった行動をしていただきたい、意識だけでなくというふうに考えます。

◎坂本（茂）委員 知事はイクボス宣言しちゅうがやないですか。

◎岡崎文化生活部長 されています。

◎坂本（茂）委員 知事がトップでイクボス宣言していた高知県庁は、今言うた5つのことが具体化できる職場になっていますか。

◎岡崎文化生活部長 制度としてはイクボス宣言に基づいてできていると私は考えます。

◎坂本（茂）委員 そしたら、今の県庁の中で、制度としては今言った5つのことが保障される職場になっていると考えている **ということですか。**

◎岡崎文化生活部長 保障というところは難しいと思います。そこはいろんな仕事のケー

すがございます。ただ、制度としてはそれをやろうとしたらできる、例えば育児休業制度もございますので、本人が希望すればできるのではないかと考えておりますけれど、それを検証することは私どもはまだやっておりません。

◎坂本（茂）委員 だから、まさにそういうことが、県庁に限らずこれから民間の職場も含めてトップがイクボス宣言するようなところであれば、そういうことを検証していくということは必要があるということですね。

◎岡崎文化生活部長 女性の活躍促進、ワーク・ライフ・バランス、これが非常に基本的な考えであろうとは思っております。それをやっていきます。ただ、それをやっていくには、民間企業を含めた意識啓発ということをやまず取りかかって進めていきたいというのが現在の考えでございます。どのように検証するとかどういった権限を持ってやるかというところまではまだ決定をしておりません。

◎坂本（茂）委員 まあ見守らせていただきます。

◎吉良委員 この計画をつくるに当たって、男女の賃金格差のことについては論議はなされなかったんですか。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 特に参画会議等でも賃金格差について議論はされませんでした。委員さんからの意見とかもなかったですし、特に、はい。

◎吉良委員 ということは、そういう実態がないと押さえていいのかしら。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 今回プランを改定するに当たって重点的に取り組む項目とかという議論を幾つかしたんですが、そういった部分の中に賃金格差云々ということでは議論には上がってはきていなかったです。

◎吉良委員 子供の貧困対策にかかわって、やはり女性の働くことに対する困難さなんかも取り上げられているし、ダブルワーク、トリプルワークをしないとなかなか大変な母子家庭の実情なども出されているわけなんです。安倍首相自身も同一労働同一賃金なんてこともおっしゃっているわけですがけれども、基本的にはやっぱり労働単価の問題、働かされ方の問題、もちろんいろいろ制度の問題ありますけれども、まずそこをしっかりと押さえて、本当に働くことによって女性自身が自立していく、そして働く喜びも、それから子育ての喜びも享受していくようなことにならなくちゃいけないと思うんですけど、そういう面では根本的なところで何か抜けているんじゃないかという思いがするんですけども、それについてはどうなんでしょうか。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 お話しいただきました件というのも、男女共同参画の取り組みってすごく幅広いので、当然そのベースになる部分だと思いますし、そういった部分は引き続いて取り組んでいきます。

◎吉良委員 取り組んでいくというのは、この計画の中でそれについて今後それぞれの情報も出しながら論議をしていくってことですか。

◎岡崎文化生活部長 男女共同参画プランは私どもの課が取りまとめになりまして、各分野からお話しいただいています。吉良委員のおっしゃるところでは、雇用労働のほうで少し実態をお聞きしなければいけませんし、どういうふうにするのかといったことも私どもそちらとお話をさせていただくこととなりますので、そこは今後詰めていきたいと考えております。

◎桑名委員 女性の登用で、ちょっとこの間、聞き方が悪くて、県庁だけにとらわれてあれだったんですけど、何か女性の登用となると、管理職を何%にシなくちゃいけないというのが表に出てくるんですけども、これから皆さん方が民間企業なんかを男女共同参画に引っ張っていく中で考えてもらいたいのは、女性だからあなたが管理職になったっていうのはこれまた女性に対して失礼だし、岡崎部長も中村副部长も女性だからなっているわけじゃなくて、本当に誰が見ても部長であり副部长であるからというところで、女性だからあなたがなつたんですよということにはならないと、もう一つは、女性ならではの視点が必要な部署とかそういったものを各社につくるとか、そこにやっぱり長になってもらうというような進め方じゃないと、何か何%以上は女性管理職をつくらなくちゃいけないのはすごく私違和感があるんですけども、これからそういった形にならないように、どうか県のほうも民間会社に対してもリードして行っていただきたいと思っておりますけれども、その思いを。

◎岡崎文化生活部長 やはり企業というのは適材適所ということが第一だと思います。そういう意味で女性の活躍促進を考えたときには、女性の能力をしっかりと身につけることが大事だと思いますので、そういった方向を考えていただきたいと思っております。

◎桑名委員 本当に単に数字をクリアしたらいいんじゃないというところを考えてこのプランを進めてもらいたいと思っております。

◎依光委員長 ほかに。

(な し)

◎依光委員長 質疑を終わります。

次に、イラストレーションの無断使用について、県民生活・男女共同参画課の説明を求めます。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 次に、報告事項の2つ目になりますが、当課におきまして、有料のイラストレーションを無断で使用していた事実がございましたので、その状況につきまして御報告させていただきます。

委員会資料報告事項の3ページをお開きください。

1の事案の概要ですが、本年1月にイラストの貸出業者から当課に対しまして、県が資料に掲載しているイラストについて業者の貸し出しをした記録がないとの指摘がございました。そのため、確認したところ、この業者が有料で貸し出しをしているイラストのデー

タをインターネット上から職員が無断でコピーして使用していたことが判明し、2月には業者から使用に係る見積書を送付をされております。

2の経緯ですが、平成25年度中に第3次の社会貢献活動支援推進計画の策定をいたしました。その策定過程におきまして、計画の素案についての御意見をいただくため、外部委員から成る高知県社会貢献活動支援推進会議に提示するに当たりまして、委員の皆様には計画の最終形のイメージをつかんでいただくために、当課の担当者がインターネットで検索したイラストをコピーして計画素案の表紙に張りつけて会議の資料を作成し、配付いたしました。このイラストにつきましては、当時の担当者が、インターネットの画像検索画面におきまして協働やNPOといったキーワードにより検索し、表示された中からイメージに沿ったものを見つけて、無料だと思い、そのまま使用したものです。

使用状況につきましては、まず平成25年度中に開催しました高知県社会貢献活動支援推進会議の第3回から第5回の会議で資料として配付をしております。また、同じ年度の12月議会の常任委員会で計画素案について御報告するための資料に使用いたしました。さらに、当課のホームページにおきまして、会議の開催報告のため、社会貢献活動支援推進会議で使用したイラストの入った資料のデータを約2年間にわたり掲載をしております。

本件事案は、2の経緯で申し上げましたとおり、無料であると誤認して有料のイラストを使用したことです。イラストや画像などの著作物の使用に際しましては、事前の許可や、無料であっても著作権者名を入れるなど、作品に付された使用規定を遵守する必要があります。本件は著作権の侵害に当たるのではないかと考えられます。

このことを受けまして、3の再発防止に向けた取り組みとしまして、まず今回の事案が明らかになった時点で、当文化生活部から全庁に対して、イラスト等の無断使用がないか注意喚起を行いました。また、著作権に関する理解を促すためQアンドAを作成し、全所属に対して周知し、情報共有を図っております。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

◎依光委員長 はい、ありがとうございました。

質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 そしたら、見積書にある請求額を支払うことでこの件については相手方と決着を見たということではないんですか。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 現在、弁護士とも協議をしております、まだどういった対応をするかは決定はしておりません。

◎坂本（茂）委員 そしたら、無断使用したことは確かだけれども、相手方の業者に対してどういう対応するかというのはまだ決めていない。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 はい、そのとおりです。

◎西森委員 見積額って幾らぐらいですか。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 見積もりの金額は約32万円となっております。

◎西森委員 1点でしょ。1点で32万円。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 内訳としまして、使用料に相当する額として約15万4,000円と、あと調査費として3万2,000円ぐらいの見積もりが来ております。使用料の内訳ですが、先ほど報告させていただきましたが、会議として4回使用しております。イラストの単価5万5,000円、これはホームページにも単価表として出ておりますが、その4回の会議それぞれ、1回目は5万5,000円で、2回目は2回目の使用ということで70%、それから3回目以降は50%という形で、会議の使用について4回分が約14万円、あとホームページに2年間掲載しておりました。これが単価表では6万円の2年分ということで12万円となっております。

◎西森委員 もう何というか、注意をしていくしかないのかなと思いますけれども、これ今回、県民生活・男女共同参画課がこういう形になったわけですがけれども、ここで聞く話じゃないかもしれないですけども、そしたら個々の課においてそのほかのイラストなんかはどんな形でやっていたのか、無料のものを使っていたのか、それとも課で作成をして使っていたのか、そのあたりをちょっと教えていただければ。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 いわゆるポンチ絵的なものによくイラストを使っておりますが、基本は無料の簡易なものが多いと認識しています。今回この事案が発生して、政策調整会議の場で、当課でこういう事案が発生して、同様のことがないか各部局でも点検をしてくださいという報告をさせていただいて、その結果はちょっと取りまとめてはいないんですが、特にこういう問題になるようなイラストを使用していたという報告は聞いてはおりません。

◎西森委員 なるほど。今回いろんな財政の説明の資料とか見ていると、何かそういったイラストが減ったなという感覚はしていたんですよね、いや実際に。文字がえらい今までと何か違うなど、文字がふえた、こういうことがあったということですね。今わかったわけでありましてけれど、もう注意をしていくしかないということですので、よろしくお願ひします。

◎桑名委員 これ本当に最近すごく見やすくなって、この人たち県庁にいるのもったいなくて、どっかのデザイン会社か広告会社に行ったらいいんじゃないだろうかというぐらい、どこの課もすごいじゃないですか。それがエスカレートして、行き過ぎて、どっかからいろんなものを持ってくるところにこれが出てきたと思うんですけども、今の資料でも十分で、余り資料が見やすい合戦みたいになって、上司ももうちょっと絵使えとか写真使えということを言わないで、我々が見てわかるようなものでやってもらったらいい。職員の皆さん方もプレッシャーかかると思うんですよね。どんどんすごいのが来てですよ

ね。もうだからそのこのところに余力入れないように、これを契機にしてもらったと思います。

◎大野委員 その業者の住所と名前。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 業者につきましては、京都市の株式会社アートバンクという会社です。

◎大野委員 有料の分やったら簡単にはそうダウンロードできんと思うんですけど、何か画面コピーか何かから入ったんですかね。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 画面コピーをしたと当時の担当者からは聞いております。

◎依光委員長 よろしいですか。

(な し)

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で文化生活部を終わります。

暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 12時0分～12時59分)

◎依光委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

《公営企業局》

◎依光委員長 次に、公営企業局について行います。

最初に、議案について公営企業局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎門田公営企業局長 公営企業局でございます。よろしくお願いをいたします。

私からは、総括的に説明をさせていただきます。

公営企業局の議案は、電気、工業用水道、病院事業会計にかかわります当初予算が3件、補正予算が3件、条例議案も1件お願いをしております。また、報告事項として2件の報告をさせていただきます。

まず、当初予算の議案につきまして、お手元の危機管理文化厚生委員会資料議案参考資料の青色の公営企業のページをお願いいたします。

1ページでございます。

電気事業でございます。

電気事業では、水力発電所と風力発電所、それぞれ3カ所の運営に係る予算を計上いたしております。

左側の収益的予算の表でございますが、収入は主に四国電力への売電による電力料金で、15億4,200万円余りを見込んでおります。

なお、水力発電の売電料金につきましては、予算は27年度同様で計上しておりますが、本年度が四国電力に供給する平成28、29年度分の改定を行う年度となっており、交渉を進めてまいりました結果、先週の木曜日、10日に、引き続き健全な経営を確保できる水準での妥結に至ることができました。詳細につきましては、電気工水課長から報告をさせていただきます。

支出の予算額でございます。15億1,200万円余り、前年度より2億円余りの増加となっております。その主な要因は、永瀬発電所2号水車発電機のオーバーホールに係るものでございます。

収入から支出を差し引いた収益的収支は、3,000万円余りの黒字を見込んでおります。

次に、右側の資本的予算でございます。

支出の予算額は8億7,100万円余り、前年度より9,300万円余りの増を見込んでおります。永瀬発電所2号水車発電機で回転子コイルの更新など、増加の主な要因でございます。

収支差額8億6,000万円余りにつきましては、減債積立基金など内部留保資金を充てることとしております。

以下、項目ごとに簡単に御説明をいたします。

1、水力発電でございます。

まず、南海トラフ地震対策に関連をいたしまして平成27年度から行っております永瀬発電所取水口の耐震性能照査を引き続き行います。また、施設の大規模改修といたしまして、先ほどの2号機に続きまして永瀬発電所1号水車発電機オーバーホールと水車発電機回転子コイルのほかの更新に係る経費を平成29年度の債務負担行為として予算計上いたしております。

2 ページをお願いいたします。

風力発電につきましては、3つの風力発電の計5基の維持管理に要する予算を計上しております。

なお、野市風力発電所につきましては、12月議会で御報告申し上げましたところですが、運転開始から20年が経過し、老朽化が進んでおりますとともに、部品調達などが難しく、故障時の対応が困難になることなどから、撤去することといたしまして、そのことに必要な予算を枠囲みの中に記載しておりますが、計上しております。

(3) 再生可能エネルギーの推進でございます。

再生可能エネルギーの活用を進めるため、枠内に記載のとおり、国の新規事業による補助を使いまして小水力発電所建設可能性調査を大川村の大北川1カ所を実施することとし

ております。

なお、土佐町におけます小水力発電の建設につきましては、用地取得が難航しておりますことから、今年度の予算を繰り越しまして、引き続き建設に向けて取り組むことといたしております。

続きまして、工業用水道事業でございます。

鏡川工業用水道と香南工業用水道について、企業へ安定的に水を供給するため、施設の適切な維持、運転管理などに要する経費を計上いたしております。

左側、収益的予算の収入の予算額でございますが、前年度より700万円余り減少の2億7,400万円余りを見込んでおります。これは、固定資産の除却に係る会計処理の影響などによるものでございます。

支出の予算額につきましては2億7,000万円余りで、前年度より500万円余り減少しております。これも主な要因は固定資産の除却損が減少したことによるものでございます。

収入から支出を差し引いた収益的収支は、400万円余りの黒字となる見込みでございます。

右に、資本的予算の支出でございます。予算額は1億900万円余りでございまして、前年度より3,700万円余りの増額となっております。増額の主な要因は、機械装置の更新でございまして、具体的には、下の枠の中にございます鏡川工業用水道の送水ポンプの主軸の取りかえなどの費用でございます。

収支差額につきましては、これも減債積立基金の内部留保資金を充てることといたしております。

続きまして、3ページでございます。

病院事業でございます。

あき総合病院と幡多けんみん病院の経営に係る予算で、左側の収益的予算の収入の総額は139億6,800万円余りと、前年度に比べて7,800万円余り増加しております。主な原因といたしまして、あき総合病院の医師の体制などの充実による実績を踏まえまして、医業収益の増を見込んでおるものでございます。

収益的予算の支出の予算額は142億3,500万円余りと、前年度に比べて5億2,200万円余り減少しております。これは、27年度に特別損失に計上しておりました旧宿毛病院の解体撤去工事と当該施設にかかわります除却費が減少したことが主な要因でございます。

収入から支出を差し引いた28年度の収支では、2億6,600万円余りの損失となっております。損失の幅は、前年度と比べ6億100万円余り減少しておりますが、これは先ほど申し上げました旧宿毛病院の解体事業の影響などによるものでございます。

次に、右側の表、資本的予算の支出の予算額につきましては、あき総合病院でCT、幡多けんみん病院でエックス線血管撮影装置など医療機器の更新や企業債の償還金により、

23億9,700万円余りと、前年に比べ10億3,700万円余り減少をしております。これは、幡多けんみん病院の電子カルテの更新が終了したことなどによるものでございます。

収支差の3億8,700万円余りにつきましては、過年度分の損益勘定留保資金を充てることとしております。

次に、資料中段から下のあき総合病院と幡多けんみん病院のそれぞれの取り組みに關しまして、経営健全化計画の重点項目の一つに掲げる医療機能の充実を図るため、あき総合病院では、地域がん診療病院の平成29年度の指定に向けまして、凍結組織切片作成装置を購入するなど、院内体制の整備を進めてまいります。また、幡多けんみん病院につきましては、今年度のあき総合病院に引き続き、病院機能評価の認定取得に取り組みます。第三者による病院の活動状況の評価を通じまして、さらなる改善活動に取り組み、医療サービスの向上と安全で安心な医療の提供につなげてまいります。

南海地震対策につきましては、災害時における医療救護体制の整備のため、患者さんや医療救護活動を行う職員のための災害時備蓄食料等を7日分備蓄しておりますが、そのうち保存期間の経過が見込まれる物資について更新を行うものでございます。

当初予算の概要については以上でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

4ページから5ページにかけまして、電気事業、工業用水道事業、病院事業の各事業の補正予算でございます。

人件費の補正につきましては、私のほうから一括して説明をさせていただきます。

主な理由といたしまして、今議会の開会日に可決いただきました職員の給与に関する条例の改正を反映させたことによるもの、また人員の増減、職員の新陳代謝、共済費の負担率の変更などがございましたことから、各事業において所要の調整を行ったものでございます。

人件費以外の補正としましては、5ページ下段、下のほうでございますけれども、今年度の収益的収支の決算見込みの状況から、一般会計からの借入金の全額を減額する補正をお願いするものでございます。

次に、条例議案といたしまして、高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案を提案しております。これは、先ほど御説明をいたしました野市風力発電所の廃止に伴う改正でございます。

最後に、報告事項といたしまして、先ほど申し上げました平成28・29年の売電料金についてと、12月の当委員会で御指摘をいただきました県立病院の医療事故について、2月に平成26年分を公表いたしましたので、その公表についての御報告を差し上げたいと考えております。詳細につきましては、それぞれ担当課長、企画監から説明させていただきます。

私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

◎依光委員長 はい、ありがとうございました。

続いて、所管課の説明を求めます。

〈電気工水課〉

◎依光委員長 初めに、電気工水課の説明を求めます。

◎右城電気工水課長 電気工水課です。よろしく申し上げます。

提出議案は、平成28年度当初予算、平成27年度補正予算及び高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案となっております。

補正予算については、人件費に関して所要の調整を行ったものですので、局長から御説明させていただきましたので、私からは当初予算と条例議案について御説明をさせていただきます。

初めに、電気事業と工業用水道事業の平成28年度当初予算について御説明します。

資料①平成28年2月高知県議会定例会議案当初予算、これの46ページをお願いします。

第20号議案電気事業会計予算です。

永瀬、吉野、杉田の3カ所の水力発電所、野市、大豊、甫喜ヶ峰の3カ所の風力発電所の事業に係る収入、支出など、電気事業の経営に関する事項を示しております。第1条総則から第8条棚卸資産購入限度額までの全8条です。

第2条業務の予定量は、供給電力量を規定しております。水力発電所の供給電力量は1億6,769万キロワットアワー余り、風力発電所の供給電力量は374万キロワットアワー余りを見込んでおります。

第3条収益的収入及び支出と第4条資本的収入及び支出については、後ほど議案説明書で説明をさせていただきます。

なお、第4条の予算については、47ページにまたがり記載しておりますが、支出額に対し収入額が不足する額は、記載のとおり、積立金などで補填する予定です。

第5条債務負担行為については、永瀬発電所1号水車発電機のオーバーホールに要する経費を1億4,500万円余り、財務会計システム賃借料を700万円余り、オーバーホールと同時に実施する永瀬発電所1号水車発電機回転子コイルほか更新に要する経費を2億6,900万円余り、それぞれ期間とともに限度額を定めております。

第6条は、流用できる経費として、営業費用と財務費用と営業外費用との間の流用を規定しております。

48ページをお願いします。

第7条は、流用できない経費として、職員給与費と交際費とこれら以外の経費との間の流用禁止を規定しております。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を定めております。

49ページをお願いします。

第21号議案工業用水道事業会計予算です。

鏡川工業用水道と香南工業用水道の事業に係る収入、支出など、工業用水道事業の経営に関する事項を示しております。第1条総則から第7条棚卸資産購入限度額までの全7条です。

第2条業務の予定量は、給水量などを規定しております。鏡川工業用水道は、高知市内の給水先54社に年間943万立方メートル余りを、香南工業用水道は、香南市内の給水先1社に年間34万立方メートル余りを給水する予定です。

第3条収益的収入及び支出と、50ページに記載の第4条資本的支出については、後ほど議案説明書で説明をさせていただきます。

なお、第4条資本的支出に対する収入不足額は、記載のと通りの積立金などで補填する予定です。

第5条は、流用できる経費として、営業費用と営業外費用との間の流用を規定しております。

第6条は、流用できない経費として、職員給与費と交際費とこれら以外の経費との間の流用禁止を規定しております。

第7条は、棚卸資産の購入限度額を定めております。

続きまして、電気事業会計の第3条収益的収入及び支出と第4条資本的収入及び支出の主な項目について御説明します。

資料②の当初予算の議案説明書のほうになります。

851ページをお願いします。

収益的収入及び支出は、水力発電、風力発電の経営活動に係る収支予算となります。収入の総額は、1行目の第1款電気事業収益の予算額の欄に記載しておるとおり、総額で15億4,200万円余りを予定しております。

内訳として、第1項営業収益は主に発電事業に係る売電料金収入で、水力電力料が14億2,600万円余り、風力電力料が7,300万円余りとなっております。

なお、水力電力料については現行料金で計上をしておりますが、後ほど企画監から平成28、29年度売電料金について御報告させていただきます。その料金で、先日、四国電力と合意いたしましたので、その料金収入となる予定でございます。

第2項の財務収益は、預金や有価証券などの利息収入です。

第3項営業外収益は、附帯して経営する有料駐車場の駐車場収益と児童手当を一般会計から受け入れる他会計負担金、そして償却資産に充当された補助金等の長期前受け金を減価償却に合わせて順次収益化する長期前受け金戻し入れです。

第4項特別利益のその他特別利益では、風力発電設備が落雷被害を受けた場合に支払わ

れる災害共済金の受け入れを予定しております。

次に、852ページをお願いします。

支出の総額は、第1款電気事業費用のとおり15億1,200万円余りを予定しております。

内訳として、第1項営業費用の水力発電費は、各発電施設の修繕費や減価償却費などを計上しております。

また、853ページから855ページの上段にかけて、当課の出先機関であります発電管理事務所、総合制御所に係る費用を計上しております。

853ページの下ほど、下から6行目ですが、発電管理事務所の委託料では、南海トラフ地震への対策として永瀬発電所取水口耐震性能照査委託を引き続き実施することとしております。

その他の内訳としては、人件費、賞与引当金の繰り入れ、また漁業補償費、発電施設所在市町村への交付金、水利使用料、永瀬ダム管理費の分担金などとなっております。

855ページから856ページの上段にかけまして、一般管理費として本局における人件費や、855ページの下から2行目、雑費については、物部川のダム周辺環境整備事業に対する交付金、水源の森整備事業費補助金などの経費を計上しております。

次、856ページをお願いします。

風力発電費は、野市、大豊、甫喜ヶ峰の各発電施設の修繕費や市町村交付金、減価償却費などを計上しております。

一番上の野市風力発電費については、昨年12月議会で御報告したとおり、当該発電所が運転開始後20年を経過し、今後、施設の老朽化対策経費の増加が見込まれることや、昨年8月末に固定価格買取制度による買い取り期間が終了したことにより収入が大幅に減少することなどから、来年度には廃止、撤去を行うこととしております。その費用として固定資産除却費3,700万円余りを計上しており、その内訳としては、説明欄に記載のとおり、固定資産の除却損600万円余りと、風車本体と基礎の撤去工事費3,100万円余りとなります。

なお、関連します議案として、高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案をあわせて提出しておりますので、後ほど御説明します。

857ページをお願いします。

中段ほどの第2項財務費用は、企業債に対する支払い利息です。

第3項営業外費用は、新エネルギー推進費として、出前授業やイベントなどの地域交流事業に係る経費や駐車場の管理経費、消費税等です。

以上の収支によりまして、平成28年度は3,000万円余りの利益を見込んでおります。

858ページをお願いします。

資本的収入及び支出は、施設の建設改良など、資産の増減に係る収支を計上しております。

す。

収入の総額は1,100万円余りで、国庫補助金及び工業用水道事業会計への貸し付けに対する償還金の受け入れを予定しております。

859ページをお願いします。

支出の総額は、第1款資本的支出の予定額の欄に記載のとおり、8億7,100万円余りを予定しております。

第1項建設改良費の内訳として、第1目水力発電設備は、各発電所の建物、機械装置などの建設や改良に要する経費です。主なものは、永瀬発電所の機械装置で、専用設備としては2号水車発電機のオーバーホールに伴う更新費等を、また永瀬ダム共有設備の更新に係る分担金を計上しております。

860ページをお願いします。

第3目建設仮勘定です。これでは新規事業として、水力発電所建設可能性調査を大川村の大北川で実施することとしております。

なお、財源として国庫補助金を予定しておりますが、仮に採択にならない場合でも、内部留保を財源として事業を実施する予定です。

第4目地域振興費は、再生可能エネルギーの利活用を通じて産業振興や地域活性化に取り組む市町村などを助成するための経費です。

第2項企業債償還金は、企業債の償還元金です。

第3項投資その他の資産には、電気事業会計資金を効率的に運用する目的で債権購入に要する費用を計上しております。

この予算書への記載はありませんが、土佐町に建設を予定しております小水力発電所水源のさと石原「北郷」発電所については、本年度中に工事着手の予定で準備を進めてまいりましたけれども、用地取得に時間を要しておりまして、本年度中の工事契約が見込めなくなりました。このことから、平成27年度予算として計上しております3億4,300万円は繰り越しし、執行する予定でございます。

なお、平成30年度までの債務負担行為予算14億8,900万円については、平成28年度以降に用地取得が調い、工事契約のめどが立つ段階に適宜補正予算で改めて計上させていただきたいというふうに考えております。

この発電所は、土佐町と連携し取り組んできた事業でもありますから、土佐町に御協力をいただきまして、現在、地元対策の面から土佐町が前面に立った形で用地取得に全力で努めております。今後も土佐町とより一層連携し、事業推進に向け粘り強く取り組んでいきます。

電気事業のほうは以上でございます。

続きまして、工業用水道事業会計の第3条収益的収入及び支出、第4条資本的支出につ

いて御説明します。

886ページをお願いします。

まず、収益的収入及び支出の収入の総額は、第1款工業用水道事業収益の予定額の欄に記載のとおり、2億7,400万円余りを予定しております。

主なものとしては、第1項営業収益は、工業用水の給水収益など1億7,300万円余りで、このうち鏡川工業用水道は1億6,300万円余り、また香南工業用水道は1,000万円余りの料金収入を予定しております。

第2項営業外収益には、預金利息、駐車場収益、他会計負担金、長期前受け金戻し入れの1億円余りを計上しております。

887ページをお願いします。

支出の総額は2億7,000万円余りを予定しております。

内訳として、第1項営業費用の鏡川工業用水道事業給水費は、総合制御所における人件費や修繕費、空気弁・制水弁点検等の委託料、動力費など、給水施設の維持管理に要する経費を計上しております。

888ページをお願いします。

香南工業用水道事業の給水費で、総合制御所における人件費や修繕費、動力費など900万円余りを計上しております。

このページの一番下から889ページにかけては、第2目の一般管理費には、本局における人件費に加え、雑費として鏡川工業用水道事業の利用拡大を図るための給水施設等への整備補助金などを計上しております。

890ページをお願いします。

第2項営業外費用については、企業債などの支払い利息、駐車場事業の運営経費、消費税等700万円余りを計上しております。

以上の結果、収支としては400万円余りの利益を見込んでおります。

891ページをお願いします。

資本的支出について御説明します。

支出の第1項建設改良費です。

第1目有形固定資産では、鏡川工業用水道事業における有形固定資産の改良工事に係る費用や鏡ダム共有設備の更新に係る負担金等を計上しております。

第2目鏡川工業用水道貯蔵品保管倉庫整備事業費では、管路の漏水事故に備えて保有しています補修用資材などを適切に保管する倉庫の建築のため、設計委託経費を計上しております。

第2項企業債償還金は、企業債の償還元金です。

第3項借入金償還金は、電気事業会計への償還元金です。

平成28年度当初予算の説明については以上です。

次に、条例その他の議案について御説明します。

第74号高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。

資料は⑥をお願いします。

条例その他の議案説明書の13ページ中段をお願いします。

改正内容については、電気事業における野市風力発電所について、老朽化等に伴い廃止しようとするものです。

具体的な改正内容については、393ページをお願いします。

高知県公営企業の設置等に関する条例抜粋の新旧対照表です。

第2条第2項表中にあります野市風力発電所に関する項目を削除するものです。

なお、施行日は、撤去工事の契約後、運転終了日を確定した際に規則で定めることとしております。

説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎**依光委員長** はい、ありがとうございました。

質疑を行います。

◎**西森委員** 野市の風力発電のことですけれども、これは撤去の時期とかはいつになっているんでしょうか。

◎**右城電気工水課長** 来年度早々、第1・四半期中には撤去工事の契約まで進めたいと思っております。

◎**西森委員** 今はずっと発電できているわけですよね。考えようによっては、発電できている間は発電して、雷なんか落ちて修繕が必要になった場合、その時点でやめると、もうけるときはもうける、そういう考え方もあるんじゃないかとは思いますが、どうなんでしょうか。

◎**右城電気工水課長** 実は昨年8月末でFITの単価22円が終了しまして、9月1日から1キロワットアワー当たり6円になってございます。この6円で継続するということは、逆に継続するほど赤字になっていくと。メンテナンスも必要になってきますので、1年間ずっと継続するとなるとまた年間委託ということで費用が発生しますので、それまでにとりあえずという考え方でございます。

◎**西森委員** なるほど。そうすると、早くやめたほうがいいと。

そうなってくると、大豊、甫喜ヶ峰、こっちの単価はどんなになっているんでしょう。

◎**右城電気工水課長** 大豊、甫喜ヶ峰も今、FIT単価を採用させていただいています。大豊の場合はFIT期間が終了するのが平成31年8月末でございまして、単価は現在税込みで18円85銭でございます。それから、甫喜ヶ峰は平成36年5月末でFIT期間が終了します。現在の単価、FIT単価が税込みで19円75銭となっております。

◎西森委員 平成31年、36年まで18円、19円ぐらいで行く、そうするとまたそのF I Tの期間が終わって安くなってしまいう状況が考えられるわけですけれども、そうなったらやっぱり今の甫喜ヶ峰、大豊に関しても存続するかどうかに関しては検討していくことになるんじゃないでしょうか。

◎右城電気工水課長 そのとおり、20年の期間が過ぎますと新しいものを建てて、またF I Tの適用を受けるということを考えております。また、20年を超えるような風車の場合は、経済産業局のほうからも、より安全対策が厳しくなりますので、そういった面からも新しい機種に更新していくことを考えております。

◎依光委員長 ほかに。

(な し)

◎依光委員長 質疑を終わります。

〈県立病院課〉

◎依光委員長 次に、県立病院課の説明を求めます。

◎安岡県立病院課長 県立病院課でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、平成28年度病院事業の当初予算議案につきまして説明をさせていただきます。

お手元に配付をさせていただいております危機管理文化厚生委員会資料平成28年2月定例会（議案参考資料）と書かれた公営企業局の資料の県立病院課と赤のインデックスを張っているページをお願いいたします。こちらで説明をさせていただきたいと思っております。

資料1 ページ、平成28年当初予算説明資料でございます。

まず、資料冒頭の1、業務の予定量でございますが、1日の平均患者数を病院別に記載しております。この見込み数について、昨年の実績などを考慮いたしまして見込んでいますところでございます。入院としましては、あき総合病院が1日当たり232人、幡多けんみん病院が240人、外来につきましては、あき総合病院が1日当たり473人、幡多けんみん病院が539人と見込んでいますところでございます。この患者数をベースに収益などを積算しているところでございます。

次に、その下の2、収益的収入及び支出でございます。

右から3列目の病院事業合計欄をごらんください。

まず、収益でございます。

収益のうち医業収益は104億200万円余りでございまして、その内訳としましては、入院収益は73億8,200万円余りで、対前年度でプラス1億600万円、外来収益は27億5,500万円余りで、対前年度でプラス4,700万円、その他医業収益は2億6,500万円余りとなっております。増収を見込んでおります主な理由としましては、年度によりまして変動がございませぬものの安定的な経営を続けております幡多けんみん病院に対しまして、あき総合病院が

開院後順調な経営状況にあるというところでございます。

次に、医業外収益は35億6,500万円余りでございます。このうち一般会計からの繰入金
が26億400万円余りでございます。この繰入金は、へき地医療や小児周産期医療、結核、
精神科病院の運営に要します経費など、政策医療につきまして、地方公営企業法に基づき
ます一般会計からの繰入金でございます。

また、その他の医業外収益は9億6,100万円余りでございます。内容としましては、がん
診療連携拠点病院の機能強化に要する経費などに対する健康政策部からの補助金や、感
染症に係る医療施設運営費補助などの厚生労働省からの国庫補助金、そのほか建物使用料
や実習謝金などでございます。

次に、特別利益につきましては、過年度損益修正益を受け入れるために、本庁、あき、
幡多それぞれに1,000円ずつ、合計3,000円を計上しております。

以上、収益の合計は139億6,800万円余りとなっております。

続きまして、費用でございます。

まず、医業費用は137億3,900万円余りを見込んでおります。前年度と比較いたしまして
1億5,500万円余りの増でございます。

医業費用のうち、給与費は70億9,800万円余りで、前年度と比較いたしまして2億
2,700万円余りの増でございます。

次に、材料費23億3,000万円余りにつきましては、薬品費や診療材料費が主なものでご
ざいます。

次の経費28億6,300万円余りにつきましては、委託費や報償費、光熱水費などが主なも
のでございます。

次に、減価償却費は13億4,900万円余りでございます。前年度と比較いたしまして
6,400万円余りの増となっております。

次に、資産減耗費1,400万円余りでございます。これは、医療機器などの廃棄に伴いま
して帳簿上の残存価格を費用化するものでございます。

次の研究研修費8,200万円余りにつきましては、学会などへの出席経費や図書経費など
でございます。

次に、医業外費用4億1,500万円余りでございます。これは主に企業債の償還利息など
でございます。

長期前払消費税償却8,700万円余りは、固定資産の取得に係る消費税を20年間で償却す
るものでございます。

次に、特別損失ですが、7,800万円余りでございまして、前年度と比較しまして6億
7,100万円余りの減となっております。主な要因としましては、前年度は旧宿毛病院に係
る解体工事費と解体に伴う除却費を6億8,100万円余り計上していたことによるものでご

ございます。

次に、予備費100万円でございます。こちらは、不測の事態に対応できますよう、本庁経費に計上するものでございます。

以上、費用の合計は142億3,500万円余りでございまして、前年度予算と比較いたしまして5億2,200万円余りの減となっております。

次に、その下の当年度損益の欄をごらんいただきたいと思えます。

ただいま御説明いたしました収益と費用の差額になりますが、2億6,600万円余りの損失を見込んでおります。前年度予算と比較いたしますと6億100万円余り損失が減少しておりますけれども、これは主に、先ほど御説明いたしました特別損失の減によるものでございます。

その下の経常収支でございますけれども、2ページをごらんいただきたいと思えます。

県立病院の第5期経営健全化計画では、2つの病院を合わせた経常収支を平成30年度に黒字化する計画でございましたが、公営企業会計基準の見直しの影響もあり、平成26年度決算において経常収支が黒字となりましたことから、監査委員から、計画の策定時には十分把握することができなかった新会計基準の適用による計画への影響などについて改めて点検を行い、必要に応じ計画の見直しを行うことを求めるという決算審査意見をいただいたところでございます。この意見を受けまして、高知県立病院経営健全化推進委員会におきまして御議論をいただいた上で、資料の上段にございますように、決算特別委員会に、監査委員の指摘に対する措置計画といたしまして、計画の中の収支計画における目標を、平成26年度に達成した病院事業全体での経常黒字を継続し、次期計画におけるステップアップにつなげる方向で見直すという報告をさせていただいておりました。

そのため、資料下の②収支計画の表にございますように、長期前受け金戻し入れなど新会計基準による影響を精査の上、平成28年度の予算編成に合わせまして収支計画の見直しを行い、平成28年度は1,800万円の経常黒字を目指す計画といたしました。

資料1ページに戻っていただきたいと思えます。

予算における経常収支でございますが、予算編成時には予測し得ない経費等への措置も必要でございますので、1億8,700万円余りの赤字の見積もりでございますけれども、これにつきましては診療報酬のマイナス改定の影響などの不透明な部分もございまして、経費削減など経営努力によりまして経常黒字の決算を目指していくこととしております。

なお、第5期経営健全化計画は28年度で終了いたしますので、監査委員から御意見のあった収支計画のみの見直しにとどめまして、来年度29年度からの第6期計画の策定に取り組むこととしております。

次に、一番下の項目、収益資金過不足額をごらんいただきたいと思えます。

これは、収益が、費用のうち減価償却費や資産減耗費など現金の移動を伴わないものを

除きました現金ベースでの金額でございます。これの資金余裕は3億2,900万円余りと見込んでいるところでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

3の資本的収入及び支出でございます。

左から3列目の平成28年度当初予定額欄をお願いいたします。

資本的収入のうち、まず1企業債6億7,500万円でございますが、幡多けんみん病院の改良事業及び両病院の医療機器の整備に企業債を充当することとしております。

2借入金は、一般会計からの長期借入金でございます。企業債の元金償還金の一部を借り入れするものでございます。

3負担金は、地方公営企業法に基づきます一般会計からの負担金でございます。企業債の元金償還金の2分の1相当額などでございます。

4の補助金は、平成元年度以前の企業債元金の償還金について、一般会計からの補助金でございます。

5その他資本的収入は、高知県医療連携ネットワーク接続システムの構築に係ります費用の2分の1の額を高知県医療情報通信技術連絡協議会から補助金として受け入れるものでございます。

以上、資本的収入は合計で20億900万円余りを見込んでおります。

次に、資本的支出でございます。

1建設改良費は、病院施設の整備や医療機器などの購入のための費用でございます。

1改良費としまして、幡多けんみん病院のナースコール設備や院内交換機設備の更新のための費用や両病院の医療機器の整備の費用として7億4,000万円余りを計上しております。内訳は、後ほど4ページの資料で御説明させていただきます。

次に、2企業債等償還金16億5,700万円でございますが、これは病院事業債の元金の償還に要する費用でございます。

以上、資本的支出の合計は23億9,700万円余りとなっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

こちらに、先ほど申し上げました建設改良費の主な項目をまとめております。

まず、あき総合病院につきましては、機械備品等の整備としまして2億9,900万円余りを計上しております。

次に、幡多けんみん病院は、改良事業としまして、ナースコール設備更新に1,100万円余り、院内交換機の設備更新に600万円余り、合計1,700万円余りを計上しております。また、機械備品等の整備に4億1,700万円余りを計上しております。

なお、緊急対応分といたしまして500万円を計上しているところでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。合わせて7件でございます。いずれも来年度契約が終了することに伴うものでございます。

まず、本庁、あき総合病院、幡多けんみん病院の財務会計システム賃借料ですが、一般競争入札により相手方を選定の上、引き続き5年間の契約を締結しようとするものです。

次に、あき総合病院の事務業務委託料、そして給食業務委託料、そして寝具病衣業務委託料、これは患者さん用の布団や病衣のリース及びシーツや枕カバー、医師の白衣等の洗濯業務の委託でございます。

以上、あき病院3件と幡多けんみん病院の給食業務委託料の経費4件につきましては、業務の専門性が高く、業者の入れかわりの際に有資格者の雇用とか社内研修、また業務引き継ぎ等に準備の期間が必要でありますことから、平成28年度中にプロポーザルや見積もり合わせによりまして契約相手方を選定の上、29年度当初から継続して業務が行えますよう債務負担をお願いするものでございます。

最後に、5その他といたしまして、議案に記載されております項目を3点挙げさせていただきます。

まず、ア、一時借入金限度額、これは前年度と同額で30億円でございます。

次に、一般会計からの補助金は、収益、資本合計で1億2,700万円余り、次の材料費等の棚卸資産購入限度額につきましては23億9,600万円余りとしております。

以上が平成28年度当初予算案の説明でございます。

続きまして、補正予算の説明をさせていただきたいと思っております。

6ページをお願いいたします。

本年度の補正予算案でございます。

収益的予算及び資本的予算の収入及び支出につきまして補正をお願いしております。

収益的予算の補正につきましては、人件費に係るものでございますので、説明を省略させていただきます。

資本的収入の補正につきましては、あき総合病院が開院後、経営状況が順調であること、また幡多けんみん病院は患者数の若干の減少は見られますものの安定的な経営が続いておりまして、両病院とも収益的資金収支は黒字が見込まれる見通しとなりましたことから、平成27年度に一般会計から借入予定であった6億円余りを減額しようとするものでございます。

以上で病院企業に係ります議案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

◎依光委員長 はい、ありがとうございました。

質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 助産師の確保の問題で、9月定例会で取り上げさせていただいて、そ

れ以降、公営企業局としても鋭意さまざまな努力をされてきたわけですが、年度当初、今度の4月1日でどういう充足状況になるかをお願いしたい。

◎安岡県立病院課長 4月1日現在では、今現在9名ですが、11名の予定となっております。昨年、採用試験を4回行いまして、3名の方からの応募をいただきまして、3名の方が合格、採用ということになりまして、その方の配置等がございまして、幡多けんみん病院は11名配置という予定になっております。

ただ、これからも11名ではまだまだ助産師の負担が大きいので、今後も引き続き助産師の確保に努力していきたいと考えております。その方策といたしましては、1つは助産師の応援を引き続きお願いをしていくことと、昨年、助産師の採用試験の年齢制限を59歳まで引き上げたということがございます。そういうことも引き続き当然行いながら助産師の確保に努めてまいりたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 応援体制は、幡多は2名ふえたわけですが、応援体制はその後の4月以降どういう状況の応援体制でいく予定ですか。

◎安岡県立病院課長 応援体制について、今の段階で決まったものはございませんけれども、各病院に改めて応援の依頼を行いたいと考えているところです。

◎坂本（茂）委員 決まったものはないというけれど、今も一定やっているわけで、そして4月以降決まっていないということは4月以降ないことになってきますので、そこをどう継続的に対応するかという意味での体制です。

◎門田公営企業局長 今年度3月までにつきましてはいろいろ応援をいただいておりますが、各本当に中央部の公的病院から全て応援をいただいたような状況でございましたけれども、4月以降はなかなか各病院とも厳しいところがございます、新規採用者とかの入れかわりとかがございます、なかなか厳しいというお答えをいただいておりますけれども、なお、お願いはしていきたいと考えております。今のところ4月からということで確約をいただいたところはまだないという状況でございます。

◎坂本（茂）委員 応援体制、逆に言うと4月以降確立できていないことになるわけですから、そこをどう確立するかが求められてくると思いますし、それと先ほど、3名採用して実際補充されるのは2名という報告だったと思うんですが、新たに1名退職するということですか。

◎安岡県立病院課長 あき総合病院のほうにもというところで。

◎門田公営企業局長 人事異動等ございますので、それがということではございませんが、実数としてはそういう形になる予定で今考えております。

◎坂本（茂）委員 ぜひ応援体制も含めて、本来的には応援体制とらなくてもいいような形にしておいていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

それと、課長の説明の中ではちょっと触れられなかったと思うんですが、さっき

局長が説明された中で、南海トラフ地震対策で災害備蓄の整備の更新ということがあったんですが、これは保存期間の経過が見込まれるものを更新していくということですので、保存期間が切れる備蓄品はどういう扱いをするんですか。

◎安岡県立病院課長 各地域の施設とか学校等に活用できないか、あるいは病院の中で活用できないか、訓練等で活用できないかというところを模索していきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 過去に大変な処分の仕方をして大きな問題になって、これ病院と限らず高知県自体が備蓄食品を処分の仕方が非常に雑だったということがあったんで、それ以降留意されていると思うんですが、先ほど言われたように、やはり日常的な訓練の中とかそういったところで十分に活用されて更新されるようにしていただきたいとお願いしておきます。

◎西森委員 この寝具病衣業務の委託ですけれど、これあき病院にはあるんですけれども、幡多けんみんはないんですか。

◎安岡県立病院課長 実は幡多けんみんは寝具病衣等が単年度でやっています、はい。

◎西森委員 ああ、なるほど、そういうこと。そしたら、どうしてあき病院は債務負担行為で幡多病院は単年度でやっているのか。

◎安岡県立病院課長 あき総合病院につきましては、26年度に新病院が開院することに合わせまして、患者さんの寝具等を新しいものにかえたいという思いがございまして、長期でやることによってリース料金を下げる効果があるということで、債務負担行為でやらせていただいた経緯があります。

◎西森委員 はい、わかりました。

◎依光委員長 よろしいですか。

（な し）

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で公営企業局の議案を終わります。

◎右城電気工水課長 先ほどの風力の単価の若干間違った説明がありましたので、訂正させていただきますと思います。

消費税5%の単価で言いましたので、今8%ですので若干高い金額になっておりますが、消費税抜きで言いますと、大豊が17円96銭、甫喜ヶ峰が18円81銭になります。

《報告事項》

◎依光委員長 続いて、公営企業局より2件の報告を行いたい旨の申し出があっておりますので、これを受けることにいたします。

それでは、平成28・29年度の売電料金について、電気工水課の説明を求めます。

◎山本電気工水課企画監 企画監の山本でございます。よろしくお願いいたします。

公営企業局の水力発電所の平成28・29年度の売電料金について御説明させていただきます。

11日金曜日の朝にお配りさせていただきましたA4横カラーの資料、平成28・29年度の売電料金についてという資料をお願いいたします。

上段に記載しておりますが、電力の小売全面自由化等に関する改正電気事業法が本年4月1日から施行され、合わせて電気事業の類型が見直されることとなります。この改正により、卸供給事業者という区分がなくなり、発電を行っている事業者は発電事業者という区分に一本化されることとなり、公営企業局の電気事業にも関係しますので、このことへの対応も含めて御説明させていただきます。

まず、現状につきまして簡単に御説明させていただきます。

資料の左側になります。

水力発電所は、初期投資が大きく、資本回収に長期間を要しますことから、事業の安定経営を図るためには、必要な経費の確実な回収と長期的な安定収入の確保が必要となります。そのため、必要な経費を積み上げた上で適正な利潤を加えた金額を売電料金とする総括原価方式が適用される卸供給事業者となることが適当と判断し、一般電気事業者である四国電力と長期の電力需給契約を結び、今日に至っております。具体的には、平成22年度から36年度までの15年間にわたって四国電力に電気を供給する電力需給に関する基本契約を締結しており、各年度の料金総額や従量単価などの売電料金につきましては、この基本契約のもと、経済産業省令である卸供給料金算定規則に基づき、2年ごとに四国電力と交渉を行い、経済産業大臣に届け出の上、売電料金を定めております。

法改正後の対応としまして、資料の中ほどでございますが、事業形態については、電気の小売が自由化され、公営企業局が発電した電気を直接需要家に売ることができる小売事業者へ参入する道も開かれましたが、水力発電だけでは発電量と需要量を瞬時に調整させることが難しいこともあり、実態的には小売事業への参入は困難であることから、これまでどおり発電のみを行う発電事業者へ移行することとしました。

次に、その下に記載しております売電先と売電料金でございますが、法が改正されましても、現在四国電力と締結している総括原価の考え方を前提とした15年間の基本契約は有効でございますので、今のままで長期に安定した利益の確保は可能と考えております。一方、卸電力取引の活性化が期待されている中、制度が変わり、必ずしも長期間の契約が必要ということではなくなりましたので、基本契約を解約し一般競争入札に移行する選択肢もありますが、先ほど申し上げたように、基本契約は法改正後も引き続き有効でございますので、解約するためには双方の合意が必要です。解約した場合、四国電力は局から購入していた電力をほかから調達する必要がありますので、そのときに係る経費と局からの購

入費の差額を解約金として請求してくることが想定されます。基本契約の期間が9年残っていますので、その請求額も相当な金額になることが想定されます。

また、売電価格の面では、入札となりますと、市場価格の変動リスクが出てまいります。現状のような原油安が続きますと、適正な利潤の確保どころか原価割れも心配しなくてはならない状況も起こり得るところでもございます。そうなりますと、先ほど述べました解約金が回収できないおそれも生じてまいります。加えて、売電契約の相手先の安定性などのリスクを考慮する必要もあります。

さらに、局の水力発電量は、四国電力の高知県内の供給量の3から4%程度ですが、これはおよそ南国市、香南市、香美市の3市の一般家庭の使用量に相当します。県内へ電力を供給している幾つかの新電力へのヒアリングでは、各社の県内への売電量は小さく、局の発電量全量を、県内はおろか四国内でも供給ができず、主に関西方面への売電となるようにお聞きしております。

局の水力発電は物部川で行っていますので、自然エネルギーの地産地消の面からも、現段階で基本契約を解約することは適当でないと考えております。全国の状況を見ましても、本県同様、今年度売電料金の契約更改を行う公営電気事業者のうち、基本契約を解約するという方針を決定した事業者はありません。

このようなことから、現在締結している基本契約に基づき、より有利な条件で売電できるよう四国電力と料金交渉を行ってまいりました。その結果でございますが、資料右下の表になります。

料金総額は、これまでは原価として認められていなかった南海トラフ地震対策など、将来に備えた費用も積算に含め、平成26・27年度の現行契約額から年額で1億800万円余りの増額となります14億2,900万円余りを予定しております。これは、前回比でプラス8.2%の伸びとなりました。

その下の供給電力量でございますが、これは年間の予定売電量で直近30年間の実績平均により算出しております。今回は、昨年度降水量が多かったこともあり、現行から0.6%プラスの1億6,875万キロワットアワー余りとなっております。

これらの結果、1キロワットアワー当たりの単価は、現行の7円88銭から8円47銭へと59銭の増額、率にしてプラス7.5%となりました。売電料金の仕組みとして、一定額の基本料金と従量料金の2部料金制が採用された平成14年度以降では、今回の改定が、総額、単価、伸び率とも最も高くなっております。

平成28・29年度の売電料金につきましては、所要の料金総額を確保することができましたので、電気事業につきましては引き続き健全な経営を行っていくことができると考えております。

電気工水課の説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎依光委員長 はい、ありがとうございました。

質疑を行います。

◎浜田（英）委員 電力の自由化とか発送電の分離なんていうのもありますけれど、発送電の分離はやるべきだということで我々も応援した経緯がありますけれども、今、ヨーロッパは全部失敗していますね、どんどん。これ先がちよっと危ぶまれるんで、やっぱり本県としては四国電力の最大株主であるということ、これ基本だと思いますので、やっぱり四国電力とのおつき合いをきれいに担保していくってことが一番大事じゃないかと思っています。

本県は発電事業を抱えていますけれども、発電会社と、これを四国電力に運ぶ送電会社がもし分離になった場合、本県として送電会社をつくらないかんのですか。

◎門田公営企業局長 発送電分離の送電部門は、今の四国電力が独立した形でやることになりまして、地域独占は続きます。地域独占は続き、総括原価方式の原価で送電するという仕組みは続きますので、ただ、今の四国電力と、今度の3次の改正が施行されますと、法的分離ということで、四国電力とは別会社にはなりません。

◎浜田（英）委員 四国電力の送電株式会社と別にできるわけですね。その電力網を使って供給することになるわけだから、高知県発電会社としては送電会社をつくらなくてもいいということ。はい、わかりました。

◎依光委員長 ほかに。

（な し）

◎依光委員長 質疑を終わります。

次に、県立病院の医療事故包括公表について、県立病院課の説明を求めます。

◎安岡県立病院課長 県立病院課でございます。よろしく願いをいたします。

平成26年度医療事故包括公表について報告をさせていただきます。

危機管理文化厚生委員会資料平成28年2月定例会報告事項の県立病院課と赤のインデックスを張っているページをお願いいたします。

まず、医療事故を防止していくためには、ささいな事例でありましても情報を収集し、原因分析を行い、医療従事者間で情報共有を図ることが大事になってまいります。したがって、病院では、職員に対しまして、患者さんに実害のない事例や病院に過失のない事例なども医療安全管理室に報告するように指導をしているところでございます。

そういったことから、資料中ほどの医療事故包括公表件数の表にございますように、両病院合わせまして2,000件を超える件数となっておりますけれども、そのほとんどは患者さんに被害がなかったレベル0のものや、治療の必要がなかったレベル1のものでございまして、この2つが全体の99%を占めております。ただ、昨年度は、表の下に米印をつけて記載をしておりますけれども、表の件数とは別に、昨年6月議会で医療事故の損害賠償

の額の決定の専決処分報告を行いまして御承認をいただきました幡多けんみん病院の事故が1件ございます。

なお、医療事故の報告から対策の徹底までの流れを、医療事故の報告概要として表の上にお示ししておりますけれども、各部署から報告を受けました医療安全管理室は内容の取りまとめを行いまして、最低月1回開催をされる医療安全管理委員会に報告をして、委員会の中で事故の要因分析と改善策や再発防止策を検討しているところです。委員のメンバーは、各部署の長などで構成をされておりますので、それぞれの部署で対策を徹底するとともに、それぞれの現場におります医療安全の担当者を通じまして対策の徹底を図っているところでございます。

なお、レベルごとの実例を一番下の表に挙げております。

公表内容の抜粋でございますが、レベル0では、内服薬を準備していたにもかかわらず患者さんに与えることを忘れてしまい、すぐに気づいて与えることができたので被害がなかった事例や、試薬を入れ忘れて検査に出したため検査結果がおくれた事例、また食事を間違えて違う患者さんに配膳してしまった事例などがございます。また、レベル1では、誤って別の患者さんに内服薬を与えてしまった事例や、手術のときにシーツを固定する器具で患者さんの皮膚を一緒に固定してしまい傷を負わせてしまった事例、そして点滴を行う際にシリンジポンプを確実に装着せず誤作動を起こしてしまった事例などがございます。さらに、レベル2では、患者さん御自身がトイレ等に移動中に転倒し骨折をした事例や、CT検査後に検査台を移動させた際に体を固定しているベルトが機器に引っかかってしまったことに気づかずに移動させてしまったことで腕が引き上げられるような形になってしまって骨折をしてしまった事例、そして去る12月議会で医療事故の損害賠償の専決処分報告をさせていただいた事例でございますが、脊椎固定手術のときに神経を損傷して下肢に麻痺を出現させてしまった事例などがございます。

表の右側に改善策を載せておりますけれども、今後とも原因分析や改善策を検討し、職員間で共有していくことで再発防止に努めてまいります。

なお、公表基準でございますけれども、高知医療センターや高知大学附属病院などの公表基準を参考にいたしまして、昨年9月にレベル区分を細分化した形で見直しを行っておりますので、来年度からはその基準に沿って公表をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

◎依光委員長 はい、ありがとうございました。

質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 これ26年度の方ですから、あき病院は通常に開院していたんですかね。それでいくと、例えば去年の入院、外来の実績でいうと、当初予算額の見込み等とそ

う大きく変わらんのですね、数的に。例えばあき総合病院で入院が225件、幡多けんみんで238件、外来で500件に対して531件という見込みで去年の当初予算立てているわけですね。そうすると、それほど入院、外来の患者数が変わらないにもかかわらず、幡多が3倍ぐらい多いのは、幡多は実質的に率的に頻度が高いということですかね。

◎安岡県立病院課長 高いというか、病院に過失のない事例とか患者さんに直接影響のない事例なんかも積極的に上げるように指導しておりますので、そういったところで件数の違いが出てきているのかもしれないと考えておりますけれども。

◎坂本（茂）委員 わかりました。そういうことですね。常にヒヤリ・ハットも含めてそういった軽微なものも全て報告して明らかにして改善しようということをやっていると思うんですけど、そしたらあきは少な過ぎるということは、そういったものが報告されていないんじゃないかとも受けとめられますんで、そこら辺のすごい数のアンバランスが気にかかる。

◎門田公営企業局長 やはりレベルが違うんじゃないかということをも局も考えておりました、今年度、両病院とレベルを合わすよう意見交換なども行っておりますので、両病院で同じような形で報告が上がってくるようにまず徹底をしていきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 はい、わかりました。

そういうことでまたいろいろ比較もしながら、できたらまた次回からは半期ごとの報告をして、医療センターは半期ごとでやっていますんでね、上半期、下半期。それはできませんか。

◎門田公営企業局長 うちの場合、年に1回の公表をしておりましたので、それで合わせてやっておりますので、また検討をさせていただきます。

◎坂本（茂）委員 そのことが余り負担になってもいかんですけれど、検討してみてください。

◎依光委員長 よろしいでしょうか。

（な し）

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で公営企業局を終わります。

お諮りいたします。

執行部より説明を受け審査いたしました予算議案12件、条例その他議案22件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎依光委員長 それでは、これより採決を行います。

第1号議案平成28年度高知県一般会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第9号議案平成28年度高知県災害救助基金特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第9号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第10号議案平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第10号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第20号議案平成28年度高知県電気事業会計予算から第22号議案平成28年度高知県病院事業会計予算まで、以上3件の議案については一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 それでは、以上3件の議案を一括採決いたします。

第20号議案から第22号議案まで、以上3件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第20号議案から第22号議案までは全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第23号議案平成27年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第23号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第29号議案平成27年度高知県災害救助基金特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第29号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第30号議案平成27年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算を原案どお

り可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第30号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第39号議案平成27年度高知県電気事業会計補正予算から第41号議案平成27年度高知県病院事業会計補正予算まで、以上3件の議案については一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 それでは、以上3件の議案を一括採決いたします。

第39号議案から第41号議案まで、以上3件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第39号議案から第41号議案までは全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第44号議案高知県国民健康保険財政安定化基金条例議案から第46号議案高知県夢・志チャレンジ基金条例議案まで、以上3件の議案については一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 それでは、以上3件の議案を一括採決いたします。

第44号議案から第46号議案まで、以上3件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第44号議案から第46号議案までは全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第48号議案高知県情報公開条例等の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第48号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第56号議案高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第56号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第58号議案高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例等の一部を改正する条例議案から第71号議案高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案まで、以上14件の議案については一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 それでは、以上14件の議案を一括採決いたします。

第58号議案から第71号議案まで、以上14件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第58号議案から第71号議案までは全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第74号議案高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第74号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第90号議案消防防災航空隊・県警航空隊事務所及び格納庫新築等建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第90号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

(執行部退席)

《意見書》

◎依光委員長 次に、「意見書」を議題といたします。

意見書案2件が提出されております。

まず、ビキニ水爆実験被害の真相解明と被曝船員援護と補償を求める意見書(案)が日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎依光委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小 休)

- ◎ 全会。全会一致。
- ◎ いやいや、文言修正をしたいんですけども。長い。大体おわかりやと思うから。
- ◎ 大体わかっています。
- ◎ わかっているんやったら、もうこれで。よろしくお願いします。

◎依光委員長 正場に復します。

この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任ということにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎依光委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、基本合意及び骨格提言に基づいた「障害者総合支援法」の抜本見直しを求める意見書(案)が日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎依光委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小 休)

◎ 法律に明記することって、もうされているんじゃないか。

◎ 基本的人権の行使にほかならないことを法律に明記することってあるんですが、1条のところで、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしいという言葉もこの法律には入っているんで、このところはおかしいかなあと。あと応益負担を撤廃するっていうのは。

◎ ちょっと不一致ですね。

◎依光委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻しをいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、16日の午後1時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願いたします。

本日の委員会はこれで終了いたします。お疲れさまでした。

(14時27分閉会)